

## 第12回

# 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年8月29日（金）

場所：JICA国際協力総合研修所国際会議場

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

### 【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢(ご欠席)	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香(代理出席：中 川 亜紀子)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

廿枝 幹雄 JBIC 開発業務部企画課長  
杉本 聡 JBIC 環境審査室第二班課長  
渡辺 泰介 JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

中澤 慶一郎 JBIC 開発業務部次長  
植嶋 卓巳 JICA 企画部次長

午後 1 時 3 0 分 開会

開 会

原科座長 こんにちは。時間になりましたので始めます。きょうは 1 時半ということでちょっと早目にスタートしますので、いつもの調子で考えておられる方はおくれたかもしれません。ちょっと出足が悪いのですけれども、時間ですので開始いたします。

それでは、議題に沿いまして、「論点に関する議論」ということで進めます。

清水委員 原科先生、その前にきょうのビューローでの結果をお聞かせいただけますでしょうか。

原科座長 失礼しました。議論に入る前に報告いたします。この直前にビューロー会議を行いましたので、そこでどんな議論をしたかということと結論を御報告します。

ビューロー会議は 1 時過ぎから始めまして、北村委員、中山委員、福田委員、私の 4 名の委員がそろいまして、事務局とともに相談いたしました。

まず中間報告をどういう形でまとめるかということでございます。目次案等も前回お話しいたしましたけれども、少し目次案が変わりまして、できるだけガイドラインの案を示したいと思いますが、その前に、この委員会ですっと論点に沿って議論してまいりましたので、やはり論点のまとめをきちんと書かなければいけないということで、その分のスペースが結構要るだろうということでございます。ということで、その分がふえます。そうしますと作業としては大変になってきますので、ガイドラインの案はもう少し簡略な形に

なるかもしれないと思います。もし余力があればガイドラインの形も示したいと思いますが、ある程度簡略な格好になるかなという感じでございます。これが目次構成についてでございます。

それから執筆担当でございますが、これは従来から、行政の中立の立場からということで環境省の方をお願いしようと思っておりましたけれども、御担当がかわったばかりなので急に言われても困るだろうということもございまして、前回からその辺もいろいろ議論してまいりました。そうしますと、委員会のメンバーで中立の立場というと学識者がやるべきだという御意見をそれぞれの分野の方からいただきました。ということで、学識4名で責任を持つことにいたしましょうということにしました。この件は吉田先生とも既に議論して、どうもそんな雰囲気になりそうなのでその場合はやらざるを得ないかなということでございまして、この4名で相談して作業を進めていくと。ただ、その作業の過程で私どもだけでは十分手が回らないと思いますので、事務局にも御協力をいただきたいと思っておりますけれども、我々の責任でまとめるということではなければいけないと思っております。ということで案をつくりたいと思います。

これが中間報告に関しましての報告です。

2つ目はスケジュールでございます。10月以降、新JICAになりますので、その関係で9月は後半までは時間が使えないということで、今のところは9月10日までということで予定しております。しかし、前回議論いただきましたように、論点によっては予定よりもかなり時間がかかるものがございます。ということで若干おくれ気味でございます。それから、きょうはさらに協力準備調査についての御説明をいただきまして、その質疑などもございますので、それでまた時間を使ってしまうということがあります。ひょっとしたらもう1回くらい追加で10月までにやらなければいけないかなということでございます。その場合には10日以降の日程になりますけれども、もう1回くらいやる可能性があるかと思っております。ほかがスムーズにいけばこのスケジュールどおりに進めてまいります。

それから、3つ目でございます。このようなことで新しいガイドラインはとても間に合いませんので、どうするかということです。10月以降は新体制になりますので、暫定措置の議論も必要だろうということでございます。これは今すぐにはできません。外務省との協議を始めたところだと聞いておりますので、そちらの進め方にもよります。ただ、もうすぐ10月からの問題でございますので、その対応ですね。考え方としては、基本的に

は現行のガイドラインを適用するということになります。JICA・JBICそれぞれございます。ただ、新JICAでは新しい概念のアクティビティも入ってまいります。協力準備調査もそういうことになりますけれども、そういうことがありますので、これをどう扱うかです。このことに関する判断もしておかなければいけないということで、これは9月になって外務省との協議がある程度まとまった段階でこの場でも議論することにしたいと思っております。

以上3点でございました。

メンバーの方、何か補足とか訂正等ございましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。大体こんなことだったと思います。

それでは、以上、ビューローの結論を御報告いたしました。そのようなことで進めてまいります。

## 議 題

### (1) 論点に関する議論

原科座長 それでは、議題に入ります。

1番の「論点に関する議論」でございます。お手元に12-1-1という資料がございますが、これの12番。ページは16ページの下の方になります。12番の「ステークホルダーとの協議等」というところからスタートします。これはよろしいでしょうか。前の回で、「初期段階での情報公開に関する枠組み合意」というところは余り議論しなかったように思いますけれども。

福田委員 情報公開に関する枠組み合意というのは、これは現行のJICAのガイドラインの規定でありまして、開発調査の中で具体的に情報公開をどうしていくか 実は後の方で住民との協議についても出てくるのですが ということについて相手国とどのようにやろうということ、どのタイミングで合意すべきかということに関する論点でありますので、これは後ほど協力準備調査についてまとめてお話しする際に議論させていただければと思います。

清水委員 もう1点、きょうの進め方に関する提案なのですが、「ステークホルダーとの協議等」という12番の論点の次が「環境社会配慮の項目」となっているわけです。21ページ目をあけていただきたいのですが、「カテゴリA案件に必要な環境

アセスメント報告書」の「情報公開」という論点整理になっておりますけれども、ここでN G Oが提言しておりますのは環境アセスメント報告書に限らない協議の情報公開の話です。さらに、これは第1部の提言になっております。つまり新J I C A側が何をするかという意味での提言になっておりますので、きょうの12番の「ステークホルダーとの協議等」とも非常に深く関連しておりますし、ここでまとめて12番の後にこの部分について議論してはどうかと思いました。

原科座長 御提案は、12番の次に13番に行くのではなくて、その前に14番ということになりますか。

清水委員 29ページの……

原科座長 もっと先ですか。29ページ。

清水委員 29ページの「カテゴリA案件に必要な環境アセスメント報告書」の1「情報公開」のところですか。

原科座長 29ページ、30ページということになりますか。

清水委員 そうですね。J I C A側の提案はよくわからないのですが、少なくともN G O側の提言につきましては12番と一緒に議論した方がスムーズかなと思いました。

原科座長 今の件、どうでしょう。ほかの方の御意見。特になければ、29ページの「カテゴリA案件に必要な環境アセスメント報告書」の「情報公開」の部分。2もセットでいきますか。「ステークホルダーとの協議等」。

清水委員 2につきましては事務局側の御提案でしたので、お任せいたします。

原科座長 今あわせてやりたいなら、その方がいいでしょうね。では、そういたしますよう。

それでは、今の御提案に従って、12番の16ページから議論いたしますが、続けて29ページ、今の該当の部分もあわせて議論いたします。

それでは、16ページに戻ってください。「ステークホルダーとの協議等」です。これは大変重要なことございまして、これまでもしっかり対応していただいたと思っておりますけれども、ごらんのように、「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」とか、「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、（中略）社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない」。以下、ごらんのようにたくさん定められております。

これに関しまして、まずステークホルダー分析に関する御意見をいただいております。NGOの方の御説明をいただきたいと思います。これはフロアからどうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

本点に関しましては、NGO提言ということで、私の方から御説明させていただきたいと思います。

提言の内容といたしましては、書いてあるとおり、「ステークホルダーとの協議は、事業により直接的又は間接的な影響を受ける住民や発言力が弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえたものでなければならない」ということですが、私どもの問題意識といたしましては、この分析というものは2つの要素を含んでいなければならないということがございます。1つは、事業により影響を受ける可能性のある人々を適切に把握すべきである、もう1点は、その人たちの社会・経済・文化的な特徴を把握すべきである、この2点でございます。背景といたしましては、協議の対象から漏れてしまった人々がいる、あるいは協議が形式的なものにとどまってしまったりする例があるのではないかという問題意識に基づくものです。

まず1点目の事業により影響を受ける可能性のある人々の把握についてでございますが、幾つか事例がございます。まず協議の対象が、例えば用地取得対象者。これはこれで重要な被影響住民ということで重要なステークホルダーなのですが、そういったある意味わかりやすい一部のステークホルダーにしか行われずに、そのほかの、用地取得によって生計に影響を受ける人たち、あるいはその他の自然環境を通じて影響を受けるような人たちが協議の対象から漏れてしまったという例がございます。また、同じことなのですが、協議会合に漁民あるいは陸上処理施設といった事業のあるスコープによって明らかに影響を受ける人たちが漏れてしまっていた例、あるいは、環境影響評価時には確かに適切な協議が行われていたのですが、その後、詳細設計などによりルート変更になって、そのルート変更後の被影響住民に対して協議が行われていなかった、あるいはダム建設で水没してしまった農地に働く小作人の方々が協議の対象から漏れてしまった、あるいは、ダムをつくる上流部に土砂堆砂などの影響を受ける先住民族のコミュニティがあったのですが、当初は協議の対象になっていなかったというような事例がございます。それが事業による影響を受ける可能性のある人々を適切に把握すべきであるという点でございます。

もう1点の特性を把握すべきであるというその理由ですが、例えば、いざ協議を実施するということに、実施する日時、場所がターゲットとするステークホルダーがちゃんと参

加可能なものであるか、あるいは呼びかけがターゲットとなっているステークホルダーにちゃんと届いているかどうか、あるいは事業影響についての説明、事業の便益のみならずリスクがきちんと説明されているかどうか、そして緩和措置についてきちんと協議されているか、あるいは協議手法がきちんとステークホルダーから意見を引き出せるような協議手法になっているかといったようなもろもろの、意味のある協議を行うために、一体ターゲットとなるステークホルダーがどんな人々であるかという点の分析が必要ではないかという点がございます。

以上、この点についての背景説明でございます。

原科座長 今、詳しく御説明いただきましたけれども、まずステークホルダーの対象をきちんと把握しないといけない。プロジェクトの進行によって対象範囲が変化することもあるので、いろいろな面を考えていただきたい。それから協議の内容をきちんと、場所の設定とか招集の仕方とか、それから説明すべき内容ですね、こういうものをどうしたらいいか。これをきちんと伝えていただけないか、そのような点での改善をということでございました。

この点に関しては。

事務局（杉本） ただいまの点でございますが、今引いていただきました例の大半は、何回か前に速報版ということで発表させていただいた現地調査の例の中にも入っていたものだと認識しております。

今、満田さんから御説明のありました件につきましては、基本的な考え方としては我々も同じ考え方で物事に取り組んでいまして、そういう意味では日々改善を重ねていこうと努力している事項ではあるのですけれども、例えばファクト・ファインディングですとか、かなり早い段階から、我々、牽制部としての環境審査室もミッションに参加して、どういった人たちが直接のみならず間接も含めて影響を受けるのかということ、一回限りではなく何回も重ねて検討しつつ進めていくですとか、必要に応じて外部専門家も同行する、場合によってはアプレイザルだけではなくてその前の段階から雇用するですとか、そういった形で対応を強化していこうということで現在も努力を継続中ですので、その点はまず申し上げたいと思っています。

特にこういった社会環境に関する分野についてはなかなか一定のクライテリアで切ることが難しく、国により、また国の中でも地域によりいろいろと状況が違っているということがあり、どこでも同じ対応ができるというものでも必ずしもないものですから、そのた



びたびに依じて工夫していく必要があるかと思いますが、その点も含めて、特に我々の現地調査の中でも、先ほど御指摘のあったようにインドネシアのスマランで一部間接的な影響を受ける人たちが協議対象から漏れていたというようなこともありましたので、この点についてはきちんと影響範囲を確認するということが今後も引き続き取り組みを強化していかなければいけないポイントだと認識しております。ですので、方向性としては基本的には同じ形で認識していると申し上げられるかなと思っております。

あと、この点につきましては、これは物によりますけれども、住民移転計画の中でも、ある一定の社会調査というものが大体やられており、その対象となる被影響住民がどういった層に属するか、所得の面、文化的な面を分析されているケースが多いので、通常はそういうものについて私どもも分析して、実際に現場でインタビュー等々して確認していくということですが、出発点がそもそもどうなのかというようなところも含めて十分に検討していくことを今後も続けていきたいと思っております。

原科座長 ありがとうございます。御提案のような方向で進めていきたいと。

ですから、文言をどう修正するかというところの検討に入りたいと思いますが、これも何か御提案があればお願いしたいと思っております。

今の件はいいですか。

では、次は17ページです。「ステークホルダーからの意見への対応」でございます。

これに関する文は現行の規定では、17ページの左に書いてございますように、「J B I Cは、借入人等から提供される情報のみならず、相手国政府及びその機関、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う」、「J B I Cは、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」、「第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、J B I Cは、その指摘を借入人に伝達するとともに、必要に応じて、借入人を通じプロジェクト実施主体者による適切な対応を促す」、このような規定になっております。

これに對しまして、ステークホルダーからの意見への対応の仕方についてここに意見がございます。まずNGOの方、御説明をお願いいたします。では、フロアの方。

一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺と申します。

ここの趣旨は書いてあるとおりなのですが、「新JICAは、プロジェクトの影響を受

ける地域住民や現地N G Oからの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する新J I C Aの評価について回答するなど、適切な対応を取るべき」ということをガイドラインに記載していただきたいということでもあります。

趣旨としましては、実施主体の責任と新J I C Aの責任はそれぞれ説明責任としてあるわけで、新J I C Aとしては、そういったステークホルダーからの意見に対して新J I C Aの評価なりをきちんと説明する責任があるということなのかなと。それから、現行ガイドラインに関しましては、情報提供を歓迎するという形では書かれているのですが、必ずしもステークホルダーに対して、いろいろな意見はあると思うのですが、きちんと適切に対応する等の対応ということは書かれておりませんで、ガイドラインとしてはこの部分をしっかり書いていくことが必要なのではないかと。

実際には、私、オリッサ森林セクター開発事業なんかで見ている限りでは、ステークホルダーからレターが出されたわけですが、4カ月以上たってもその返事が来ない、催促した結果届いたのが、実施機関とちゃんと対話してくださいというような形で、J B I Cの評価なりということはきちんと返答していなかったという事例もありますので、やはりガイドラインでちゃんと書いていただくことが重要なのではないかと思います。

原科座長 この件、よろしいでしょうか。

事務局（杉本） この点については、適切かつしっかり取り組んでいくということはおっしゃるとおりだと思いますけれども、そのやり方については、前回の議論でもありましたように、我々としてはやはり事業のオーナーシップというのを一番に出していかなければいけないのではないかと考えています。この事業をだれが責任を持ってだれがやるのか、借款の場合には借金ですので、それを借りて返していくという責任を含めて一体だれのものなのかということもきちんと認識して、その認識を高めていってもらわないと、またそれを促すような形でやっていかないと、物事が中長期的に見て長続きしていかないのではないかとというのが基本的なスタンスです。ですので、おっしゃられたように結果的に一部まどろっこしい対応になってしまっているようなところがあるとすれば、そこは我々の方でも引き続き努力していく必要はあると思っておりますが、基本的には、そういった情報を外部からの御提供及び我々の内部での発見という中で把握した場合には、できるだけ速やかにそれを解決する方向で働きかけていくということだと考えています。

その情報の入手をどうしていくかということについては、一方では改善の必要性はあるのかなと思っております、実際、現地調査でも、L / Aの承諾後、モニタリングといい

ますかフォローについて結果的に十分ではないものがありましたということを御報告しておりますが、それに対しては、環境レビューで一生懸命、あれをやります、これをやりますというところを合意して終わり　終わりではないですけども、そこまでは一生懸命やるけれどもその後は、ということではなくて、その後もきちんと継続的にモニタリングしていく、その中で何か問題があればきちんとアンテナに引っかかるような形でフォローアップしていくという取り組みもあわせて上で取り組んでいくということを今後の取り組みとしては考えている次第でございます。

原科座長　御意見に沿った形で取り組んでいきたいという御説明だと思います。ただ、この文言、規定でそういうことをうまく表現できるかどうかですね。このままでいいかどうかということはあるかと思えます。私は、今のことをやっていただくことはこの規定でも対応できると思えますけれども、御意見を出された方はその辺が心配だとおっしゃっているわけですね。それはどうでしょう。何か表現はありますか。

事務局（杉本）　やはり日本に比べると途上国ではいろいろと物事をやっていく上での問題は多いと思うのですが、そういった問題にどう対応していくかということも、一種のキャパシティビルディングになっていくのだらうと思えますし、そういった中で、事業の建設段階から運営に入った後のマネジメントもその後に来るのだらうと思っています。ですので、そういったものを我々としてもできるだけサポートしながら、しかしあくまでも正面に立って対応していくのは事業のオーナーである必要があります。事業も、別にL/Aを結んだら終わりではなく、完工したら終わりではなく、その後、インフラならインフラとしてきちんと運用されていく必要がありますので、そこはやはり矢面に立って頑張ってもらおうということが中長期的に見て必要だと思います。ですので、ある意味、短期的に見ると第三者が出て行ってやってしまった方が早いということはあるかもしれませんが、長期的に見ると基本的なあり方を結果的に歪めることになると思っておりまして、一義的には実施機関なり相手国に矢面に立って頑張ってもらう、それをできる限りいろいろな形でサポートしていくということかなと考えております。

原科座長　そういう意味では、基本的には支援をするということですね。オーナーシップは向こうなので、それを支援していく役割だという位置づけですね。それを事業のライフサイクル全体にわたっていたしましょうということで理解しているのですが。ライフサイクルというところとちょっと長過ぎるかな。マネジメントサイクル全体ですね。

2 人手が挙がりました。では、続けて田辺さん、どうぞ。

一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

今おっしゃられたポイントは実は既にガイドラインに書いてありまして、「実施主体者による適切な対応を促す」と現行ガイドラインに書いてありまして、そのような対応を今後もとっていくということなのだろうと思います。

このステークホルダーが J B I C に働きかける状況をもう少し考えていただきたいなと思っておりまして、このオリッサの件につきましても、既にステークホルダーが実施機関に何度も働きかけを試みて、それでも実施機関が全く対応しないという状況の中で、どうしても何とか意見を言いたいということで J B I C にデータを出しているわけです。ステークホルダーが融資機関である J B I C にまで働きかけに来るという段階で、実施機関との協議がきちんと継続しているのであれば、それは引き続き協議を継続してくれという対応もあるかとは思いますが、基本的に状況としてはそういった状況ではない状況もあるというところは背景として考えていただきたい。

それから、実施機関としてのプロジェクトの評価と新 J I C A としてのプロジェクトの評価というのは、やはり別の主体であるので、評価が同じこともあるだろうし、違うこともあるわけですね。そういったときに新 J I C A としての説明責任をどうとるかという話だと思っております。

事務局（杉本） おっしゃる趣旨はよくわかりますが、そこでお金を出している側が何かしらの評価をするということは、お金を借りて事業を実施している側にとっては想像以上に大きい話ではないかと思えます。特にそれがネガティブなものであれば、それが一たん出てしまうと、幾らそれを後から時間をかけて改善していても記録として残ってしまいますので、そこはやはり我々としては非常に慎重にならなければいけないところだろうと思っています。ただ、一方で、ガイドラインにもありますとおり、そういった働きかけをしても最終的に改善がなされない場合には、極端なケースですが、融資の停止も含めてそういった措置をとり得ることもあるというところは一方でレバレッジとしてきかせていきますので、その間でどううまく物事のあるべき方向に進めていくかというのを、我々、後ろというか陰というか横から取り組んで継続的にやっていくということだと思っています。個人的には気持ちはわかるのですが、やはり我々が何かを言うことのインパクトというのは非常に大きいところがありますので、そこは十分慎重になる必要があると考えます。特に、お金を借りているとはいえ、実際に事業をやるのは相手国政府ですから、その関係にも配慮する必要はあるのかなと思っている次第です。

原科座長 ということは、公にする評価というのは確かに大変影響がありますけれども、レバレッジをきかせるということは、非公開な形でいろいろ、アドバイスですかね。だから背景に評価があるわけですね。だから、評価を全くしないわけではない。

事務局（杉本） ですので、もちろん相手と話をしていく中で、その時点で我々はこういう問題についてこうとらえていて、このように改善していく必要があるのではないか、こういう意見もあるぞというような話は当然ながら問題が発生すれば随所でやっているわけですが、問題が起こる場合には、いろいろな背景や経緯があって起きていることが多いので、そこまで含めての形でないと情報がゆがむということもあろうかと思しますので、情報の出し方については十分気をつける必要があるのではないかと考えています。

原科座長 公開の仕方は慎重に行いたいけれども、しっかり助言はしたいということでもよろしいですね。

それに対して、今の御意見は、そういうことをしっかり公開してもらいたいということになりますか。

ほかにフロアからもう1人、どうぞ。

一般参加者（波多江） FoE Japan の波多江です。

今の議論を拝聴しておりますと、事業者がやることについて新JICAさんがどのように働きかけるかとか、そういった点に焦点が当たっているかなと思うのですが、このNGO提言を出させていただいた趣旨としましては、例えばJBICのガイドラインの中では、8ページの「本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開」というところで、一番最初に「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」とあるわけです。環境レビュー中に、それに対して、例えば現地の住民などがいろいろと抱えている問題をJBICさんに、要望書であるとか、普通にレターであるとか、そういう形で提出することがあるわけです。例えば、私が知っている例では、フィリピンのパシグ・マリキナ川改修事業などでも要望書を出してしまして、片やJBICさんからは、「受け取りました、ありがとうございます」というような回答が来ているとか、あるいは、またフィリピンになりますが、アグノ川の灌漑事業についてもいろいろと要望書を5～6ページにもわたって住民の方が出しているにもかかわらず、その問題点についてはほとんど触れないで、JBICとしてはガイドラインを遵守して問題を見ていきますというような非常に短い答えで終わっているわけです。片や「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」と言っているにもかかわらず、その後そのステークホルダーの方への説明責任というものをもう少し果たしていただ

く必要があるのではないかという問題意識からこのNGO提言を出させていただいている  
ということを一言申し上げたいと思います。

原科座長 受け取って、それに対して受け取りましたと言うだけではなくて、中身をど  
う対応しますということを御説明してもらいたいと。

事務局（杉本） 1つにはタイムフレームのところでの意識もあるのかと思うのですが、  
こういった問題については、特に波多江さんがおっしゃった後者の案件については以前か  
らいろいろと問題を指摘されているようなもので、一朝一夕にはなかなか解決しないよう  
なものかなと思います。もちろんできるだけ早い解決を目指して我々も我々なりに努力は  
しているつもりなのですが、暫定的とはいえ受け取った時点で何かしらの判断を示  
すということが、その後のいろいろな、実施機関なり相手国の問題を解決しようというや  
る気等々も含めて影響があるということもあるのではないかと考えます。その意味では、  
情報が一人歩きすることのないよう、短期的にはそういった対応をさせていただいている  
ということもあるのだろうと思います。ただ、物事を何とかして改善していこうというこ  
とで取り組んでいるところはありますので、我々からという形になるか、むしろそういっ  
た方には実施機関なり相手国からということになるのかもしれませんが、問題の改善状況  
については何かしら進歩があればそこで出していくというような形なのかなと思います。  
繰り返しになってしまいますが、問題が一朝一夕には解決しないというところで、短期的  
には情報管理といいますか対応ぶりには気をつけなければならないと考えています。

原科座長 おっしゃるとおり、即答は難しいと思います。ですから、情報を受け取って、  
受け取りましたというレスポンスは普通だと思いますけれども、その後のフォローをすれ  
ばいいわけですね。そのフォローがないとおっしゃっているのです。そのフォローをしっ  
かりやるようお願いしたいと思います。だから、受け取って、それを実施者に伝えると  
か、そのようなことをしていただいて、それで相談して、適切な対応を求めていくとか、  
そういうことはその場でも答えられますね。それが例えば数カ月たってどうなったか伝え  
ていただく。そういうのではだめなのですか。

フロアから手が挙がっています。どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今のお答えの中で、JBICが地域住民等のステークホルダーからレターを受け取った  
ときに実施機関を通じて回答することもあるというようなことをおっしゃったような気が  
したのですが、それは違って、ステークホルダーはJBICに向かって何かを言って

いるわけですね。それは直接 J B I C さんからお返しになるのが普通の対応ではないかと思いましたが、それはもちろん即答できないこともありますが、最終的には何らかの形で、指摘された具体的なポイントについては、例えばこういう理由でクリアしたとっています、あるいは継続的に取り組みを続けますなどの回答はあり得ると思います。とりわけ環境レビュー中に受け取った意見は非常に重視されるべきだと思っています。要は、住民の人にしてみれば、先ほど田辺さんや波多江さんが言ったように、普通であれば最初は実施機関と会話をしようとするのでしょ。それがうまくいかないから、最後の手段として J B I C に何らかのレターを書くわけですね。それを環境レビュー中に受け取ったからには、J B I C さんとしては当然環境レビューに生かしていくという手続になると思うのですが、住民の人にしてみれば、知らない間に融資が決まっているということも今の運用では起こり得るという指摘なわけですね。それを何とか改善してほしいという提言になっています。

原科座長　そういう対応では難しいというか、それでは適切ではない場合があるのではないかと。特に環境レビュー中の場合は J B I C が対応している段階だということなのですが、いかがでしょうか。

事務局（廿枝）　情報提供していただいたことについての謝意と、確かに受け取ったというアクリッジをお伝えするというのは、これはそもそも礼儀としてまずやるべきこととございますし、我々の今の運用でそういう基本的なところが徹底されていないとすれば、今日明日からそこは周知徹底したいと思います。

それで、最終的には、外部の方から御指摘やら御意見やらいただいた一つ一つのポイントについてどう対応したのかということについてもきちんとお答えしていくのだろうと。

ただ、往々にしてそういう場合というのは、そういう御指摘を含んだレターを持って我々が実施機関に行くと、それは違う、それはそもそも誤解だというような話から始まるわけですね。ですので、ガイドラインに照らして、あるいはその他我々の方針に照らしてこれは明らかにおかしい、事実として実施機関の方も確かにそこは抜かりがあったと認めるのであれば、それはすぐに対応してくれ、善後策をとってくれということで、それはそういうふうになりました、実施機関もそういうふうにすると言っていますということレターの中でお伝えすればいいわけですねけれども、問題は、実施機関が違う意見を持っている、違う事実認識を持っていると主張している、どうもいただいた御指摘や御意見とは違うようだと。ここについては、我々としては、その点については我々も実施機関にあなた方と

きちんと話をするようにとお願いしてあるのでぜひ話してほしいということをお伝えせざるを得ないと思うのです。我々は別に裁判官ではないので、あなた方の言い分を聞きました、それを持って今度は実施機関の言い分を聞きました、結局我々としてはどちらが正しいと判決を下しますというようなことを、行って来いの1回のやり取りでできるわけではございませんので、そこはガイドラインの精神にのっとなって、見解が分かれる部分については対話を促す、それは実施機関の方にも対話をするように強く申し入れる、そういうことを行いましたということ、アクノリッジの次の最終的に回答するレターの中ではお伝えするという事なのではないかと思えます。

原科座長 中山委員、どうぞ。

中山委員 私の個人的な経験もあるのですが、公共事業を実施するときに、用地を提供していただける方というのは非常に大事なのです。そういう人たちの理解を得て実施するというのが大前提でありまして、私もダム、河川、道路も担当していましたが、当然そういう人たちの意見を聞いて合意を得て進めるべきなのですが、ただ、我が国でもトラブルは結構あるのですが、途上国ではそういうことがなければいいのですけれども、よくあると思うのです。J B I Cさんとしてどうやって対処するかというのは、私は、多分書いてあることが最大限度かなという気もいたします。やはり最終的に実施しているのは事業者ですから、事業者がそういうふう意識を持っていただけるように働きかけることぐらいしかJ B I Cとしてできないのかなという気がいたします。

それをお願いですが、書いてあるのはこれでいいと思うのですが、先進事例でもないですけれども、我が国の例えば東京都とか国土交通省の道路を実施しているところとかはかなり地元に対してコンセンサスを得る努力をしています。そういった事例も少し紹介していただいて途上国のレベルを上げていただかないと、この問題はなかなかすぐには解決しないと思います。ただ、問題はいろいろあるでしょうけれども、表現はこれでいいと私は思います。

原科座長 記述はこれでよろしかろうと。ただ、先進事例を示してもらうことで補完できないかという御意見です。

どうぞ。

福田委員 2点ほど申し上げたいと思います。

1点は、今ずっと議論はJ B I Cの対応に集中していますが、J I C A側でも同じような問題があるのです。例えばJ I C Aのガイドラインの3 . 1 . 2というのがありまして、



要請段階でどのような情報公開を行うかということが書かれています。カテゴリAの要請案件については一定期間ホームページで事業概要を公開する、そして外部からの情報や意見を収集して外務省への提言に反映するという文言があります。これについて私は一回JICAさんに意見を出させていただきました。これについては何の反応もありませんでした。提言に反映されたのかどうかもわかりません。恐らく外務省への提言を見る限りは一切反映しなかったということだと思っております。そうすると、今、JBICの皆さんの対応というのは基本的には何かしらのアクリリジメントは出しているという前提で話されていますけれども、JICAについては何の反応もない。提言に反映しなかったようなのだが、なぜ反映しなかったのかも我々にはわからないという状況で現在のJICAのオペレーションは成り立っているということを1点申し上げたいと思います。

もう1点ですが、環境レビュー中に寄せられた意見についてどのタイミングでどのような返答ができるのかというのは実は難しい問題があって、まさにもらった瞬間からその情報を確認し、相手方の対応を見極めるということが少しずつ進んでいくというプロセスがあるわけですから、その段階で返せることは確かに限られていると思うのです。ただ、実際に案件の審査がどんどん進んでいくに従って、どこかの段階で、これは大丈夫でしょう、融資をしてもオーケーでしょうということをJBICとして判断するタイミングが来ると思うのです。この段階で、JBICとしてどういう理由でこのプロジェクトに融資してもいいと考えたのかということについて説明責任を果たさなければいけないのは、事業の実施主体ではなくてJBICのはずだと思っております。これはJBICの融資について皆さん意見を寄せられているわけであって、事業そのものがいいか悪いかというのは現地国が判断すればいい話ですが、その現地国で行われる事業についてJBICが融資するという判断の是非についての見解を聞きたいというのがJBICにわざわざレターを出す理由だと思うのです。例えば1つのやり方としては、一たん返事を出しておき、物事が進んだ段階でまた返事を出すということもあるでしょうし、もう1つのやり方としては、今、契約締結後の情報公開として行われている中で環境レビューの結果を出しているわけですが、この内容を充実していくということも内容としてはあり得ると思うのです。この議論は実は既に前回の議論でありまして、今の事前事業評価表の中に出ている環境レビュー結果の内容をどうやって充実していくかということは前回議論したのですが、必ずしもその中で明確でなかったと思っておりますけれども、こういった意見がこの事業の環境レビュー中に寄せられ、それについてJBICがどのように判断したのかということその中に必ず明記す

ることで、この点について実際に意見を寄せた人に対するレスポンスが可能なのかなとも思います。

原科座長 そうするとこの前の議論に戻りますね。最後の段階できちんと、こういった質問に答えられるレベルのものを公表してもらいたいということですね。

事務局（廿枝） 今回の福田委員の2点目ですが、結論から言うと、おっしゃったように、前回の委員会でもございましたが、カテゴリA案件については現状の私どもの事業事前評価表における環境レビュー結果の公開情報を相当程度充実させる方向で検討したいと申し上げましたけれども、その一環として、今この場でも御議論があったような、ガイドライン上で外部からの意見を歓迎しますと言って、ぜひ我々の環境レビューの判断の参考にしてほしいということで、外部から寄せられた御意見について、どういう御意見があって、それについて我々としてはこのように判断したといえますか、こういう御意見についてはこういう対応をとったとか、今後こういう対応を実施機関にとっていただくことで合意したといったような感じのことを環境レビュー結果の公開情報の中に盛り込むという方向で検討したいと思います。

ただ、1点だけ申し上げたいのは、実際問題として、現状の我々のオペレーションで我々が審査している途中にいろいろ外部から寄せられた意見を放っておいているということはないはずなんですよ。さっき田辺さんがおっしゃったインドのオリッサ州の植林事業でも、当時たまたま私がインドの担当課長をしていましたけれども、私もそのために追加で2回ぐらいインドに飛んで 要は、インドのオリッサ州森林局が我々に直接意見を言ってくださった現地のNGOの方と対話したくないと言い張るのを説得するためだけに2回もインドに行って、さらには、また別のスタッフを派遣して実際の対話の場をアレンジして、我々もそこにオブザーバー参加してということをやって、それで初めて我々はその案件の環境レビューを終えて、日本政府に対して、この案件は円借款を出してもいいと思いますよという我々なりの評価をようやく出したということです。ただ、問題は、その時点で公開できるかということ、その後は今度は日本政府による閣議に上げるか上げないかといった検討が始まるものですから、その段階ではそういう情報は外には出しにくいということで、先ほども申しましたように、カテゴリAの件については、ローン・アグリーメントを結んだ後速やかに公開することになっている環境レビュー結果の中にそういうことを盛り込んでまいりたいと思います。

原科座長 審査プロセスの透明性を高める工夫が必要だと思います。今のやり方をさら

に改善するにはどうしたらいいか。JICAには審査会がありますので、そういう場での議論につながってくると思います。

事務局（渡辺） 福田委員御指摘の1点目でございますけれども、何も反応しなかったということについては大変失礼いたしました。これについては今後対応を改善したいと考えております。

原科座長 では、JBICがやっておられるようにきちんと対応していくということになると思います。

ほかにございますでしょうか。

清水委員 この議論について、新JBIC・NEXIのコンサルテーション会合で話したときには、今、新JBIC・NEXIの方では改訂の方向性というものが出ていますけれども、この点につきましては運用の改訂ニーズは認識するという方向性が出ております。そういう意味では、今、廿枝さんがおっしゃったような、事前事業評価表において、環境レビュー中に受け付けた意見については意見とその対応もしくはJBICの判断を盛り込むということで、それはそれでいいと思うのですけれども、やはり運用の問題として、先ほど福田さんがおっしゃったように、環境レビュー中に意見を受け取ったときにJBICとしての意見を言えるときと言えないときと、いろいろな段階があると思うのですけれども、今後の問題として、言える 이슈、言える段階の場合は、レターの返信として「受け取りました。ありがとうございます」という以上のことはしていただけるということでしょうか。つまり、今まででしたら、私、円借款の例を余り知らないのですけれども、国金の場合ですと、レターを出したときに、「ありがとうございます。御意見を受け付けました」というような一言でレターの返信が終わっていて、その後、環境チェックレポートの中でも意見を出したポイントについて何も触れられていなかったという事例があったのです。円借款の方については、私、最近の事例を知らないのですけれども、今後、環境レビュー中に意見が出たときに、イシューによって、段階によって答えられること、答えられないことがあるとは思うのですけれども、それ以上の、今言った2つ以上の答えをしていただけるというような方向性でよろしいのでしょうか。

事務局（廿枝） まず、環境レビュー中だろうがL/A後のモニタリング段階だろうが、そこは共通してですけれども、先ほど申しましたように、外部から御意見をいただいた場合には、即座のアクノリジメントと、その後それについてどのように我々なりの対応をしました、我々だけではどうにも対応できない御意見が分かれることについては対応して

いただくように促しましたというようなこと、フォローアップというものを、これは環境レビュー中だろうがモニタリング中だろうが、それは行うようにしたいと思います。

ただ、問題は、さっきの話ですけれども、環境レビュー中に、アクノリッジはもちろんできるとしても、フォローアップの回答をどのタイミングで出せるかということについては、先ほどの私がたまたまかかわったインドの植林事業みたいに実際に環境レビュー中に現地のミーティングをセッティングすれば、NGOの方々もそういうふうに動いたというのはわかるわけです。そういうふうアクションで示すというやり方はもちろんあるわけですが、アクションですぐ示すという場合ではない場合は、最低限はやはり環境レビュー結果を公開するタイミングで、もちろん一般的にホームページで載せるわけで、ホームページに載せましたということを申し上げつつ、環境レビュー中にいただいたレターのフォローアップとして、いただいた御意見についてはこれこれこういうふうにしましたということ、L/A後の環境レビュー結果を公表した直後のタイミングでお出しするということになるのではないかと思います。

原科座長 そのホームページに載せるとかフォローアップというのは、タイミングとしては一通り終わってからということですか。今の清水さんの御質問は、途中でちゃんとレスポンスしてもらいたいということをしたのではないですか。

清水委員 途中でできることとできないことがあると思いますので、その線引きは難しいかと思うのですけれども、環境レビューの途中であってもイシューによってはもしかしたらもう少し返答が可能な部分もあるかもしれない。そこは恐らくケース・バイ・ケースなのかなと思います。

今、廿枝さんがおっしゃったことはいいと思うのですけれども、実際の運用面で言いますと、ちょっと苦情みたいになってしまうかもしれないのですけれども、先日うちが、2~3週間前ですか、JBICさんにお出した要請書についても全く、受け取ったか受け取らなかったかもわからない状態だったのです。その後、うちのスタッフが受け取ったのでしょうかという電話をして初めて受け取ったということがわかりましたので、今おっしゃったような話をぜひ組織内で徹底していただきたいと思います。

原科座長 では、最低限のこともやっていなかったことがあったというような感じですね。それはぜひちゃんとやってください。

それでは、フロアから手が挙がっていますので、では後ろの方。

一般参加者（神崎） FoE Japanの神崎です。

今、廿枝さんから前向きな御意見があったかと思うのですが、清水さんがおっしゃった意見と近いのですけれども、レビュー中に受け取った意見に対する対応というのは恐らくケース・バイ・ケースで、その段階で何かしら回答を出せるものと、結果が出てみないと、融資を決定する段階になってみないと出せないものがあるというのは理解します。ただ、今、廿枝さんがおっしゃったような運用をしていただければ、そういうふうに対応しますということ、ガイドラインに記載するのかわかりませんが、きちんと明確にしておく必要があると思っております。そのあたりについて御意見を。私としては、できればステークホルダーからの意見への対応という部分について新JICAはこうしますということをガイドライン上に明記してほしいわけですが、それはしないのであれば、今、廿枝さんがおっしゃったような対応をするということを何かしら残しておく必要があると思っておりますけれども、いかがでしょうか。

原科座長 今のような御回答であれば、そのことをガイドラインで明記しておいてもらいたいという意見です。

事務局（廿枝） ちょっと今この場で、ガイドラインに入れる、入れないというのはなかなか私ども判断が付きにくいのですが、ガイドラインに入れるとしたらどういう文言になるのかというようなことも含めて、いずれ中間報告の後に、今度は具体的なガイドラインの文案の議論をこの委員会ですることになると思っておりますので、我々からガイドライン案をお示しするときに、やはりこれはガイドラインに入れるようにしたいと思っておりますというふうに御提案するのか、あるいは、これこれこういうことでガイドラインには入れないけれども、運用上こういう形で確保するようにしますというふうにするのか、いずれにしても、先ほど来私が申し上げたようなことについては実態としてはきちんと対応できるような形で御説明できるようにしたいと思います。

原科座長 では、続けてどうぞ。

一般参加者（神崎） FoE Japan の神崎です。

今の廿枝さんの御意見はおかしいと思っております、まさにガイドラインにこういう内容を入れるかどうか、盛り込むかどうかということはこの有識者委員会で話すのではないのでしょうか。

事務局（廿枝） 今は論点に関する議論を一通りしているところで、ガイドラインの文案についての具体的な検討というのはまたこの後に、中間報告が委員会で作られた後、それを踏まえて我々の方で具体的な文案を御用意して、それをこの委員会にお諮りしますの

で、そのときに、入れる、入れないも含めて御相談させていただければという趣旨でございます。

原科座長 ちょっと私の方が申しわけなかったです。確かに有識者委員会で決めることなので、この場で事務局が全部答えるのもおかしいことだと思いますから、それは注意いたします。

ただ、可能性があるかどうかはいろいろお聞きしなければいけないので、両方検討したいとおっしゃっているのは、やはり可能性はあると私は見ますけれども、むしろ有識者委員会でそれは決めなければいけないと思います。

この件でほかにございますでしょうか。さっきの前の方、よろしいですか。

要するに、このレビューのプロセスの透明性をいかに高めるかということだと思いますから、その辺の観点からさらに議論したいと思います。

では、次に参ります。17ページの下半分、「地域住民等との協議」です。

左に書いていますように、現行では、「JICAは、カテゴリAについては、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う」。今度はJBICの方ですが、「地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない」、「地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい」。今現在はこのような記載になっております。

これに関しまして意見がいろいろ右の方に書いてありますけれども、JICAに関しましては、これはJの方からの御意見、情報提供といいますが、「ステークホルダー協議の方法について、会議形式以外の手法の方が適切な場合もある」。この「会議形式以外」というのはどのようなことをお考えでしょうか。

事務局（渡辺） いわゆるマスマーケティング以外にも、フォーカス・グループ・ディスカッション等の方法があるかと思っております。

原科座長 大きな集会形式ではなくて、ワークショップみたいに個別にやるとか、そういうことですね。だから、会議には違いないけれども、大きな会議ではないという意味だそうです。

それから、「計画の初期段階から情報公開を含むステークホルダー協議を実施することに対して、不法占有者の急増、土地の買占めや土地価格の高騰等、負の社会影響を及ぼす可能性があることから相手国政府が難色を示すケースがある」。

フロアから意見、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

このJICAさんの2点に関しまして意見を申し上げさせていただきたいのですが、この有識者委員会はいくまで環境ガイドライン改訂のための検討を行う場だと理解しております。JICAさんの挙げられた、「会議形式以外の手法の方が適切な場合もある」、これはもちろん私も賛成しますが、特段JICAさんのガイドラインに会議形式に限るものであると書いてあるわけでもないですよ。ですから、このポイントについて、一体JICAさんがどういう改訂の意図を持って提案されているのかが私は理解できませんでした。2点目に関しましても、まあこういうことはあるでしょう。非常に難しい話だと思いますが、だからといって、計画の初期段階から情報公開を含むステークホルダー協議を実施すべきではないと、まさかそういう主張ではないと理解しております。

この論点表全般に通じての感想なのですが、ファクトとしては確かにそういうこともあろうと。観察めいたポイントは指摘されて、それはそれで非常に興味深く勉強になるなと思うのですが、その結果、一体JICAさんとして何を改訂したいのかということぜひ明確にさせていただきたいと思います。

事務局（渡辺） 論点の議論を始めるときに意見を言っていたかかったと思っておりますけれども、この論点表そのものがどういうことを記載しているかと申しますと、既にガイドラインの運用上から出てきている課題などを示しております。そういう意味では、私どもがガイドラインの改訂が必要だと思っている事項のみを示しているものではないということをお理解いただきたいと思います。おっしゃるように、ここに書いてある2点についてはむしろ運用上で考えるべきことと認識しております。

原科座長 では、改訂の必要なものだけではないということで情報が提供されていると御理解ください。この2点は特に改訂のポイントにはならないという御説明でした。

では、フロア、どうぞ。

一般参加者（波多江） FoE Japan の波多江です。

今ここに挙げてあるもので、例えば運用上の課題を挙げられているということだったのですけれども、であればなおさら、実施確認調査のときにこういった課題をまず挙げてい

ただくべきだったのではないかなというのを1つコメントとして言わせていただきたいなと思いました。

原科座長 それはそういうことでありますね。

清水委員 運用上の課題ということでこの2点を挙げられたということなのですが、これだけで終わってしまいますと、では新JICAとしてこういう方向性で今後運用するのかと思ってしまうわけですが、そういう方向性を示す割にはこれ以上のことも書いてなくて、また実際どういう事例があってどのように困ったかというようなことも書いていないので、ちょっと心配なのですが、そのあたりはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

事務局（渡辺） 1点目のステークホルダー協議の方法については、マスマーケティング以外の方法もあると考えております。

2点目につきましては、相手国からこういう指摘があるという課題は課題として認識しながら、では実際にステークホルダー協議でどういう説明をしていけばいいのかというのを相手国と協議しながら考えていくべきものと認識しております。

原科座長 よろしいですか。

フロアから手が挙がっています。どうぞ。

一般参加者（神崎） FoE Japanの神崎と申します。

NGOからの提言の場合は、別途NGO提言というものを outsourc させていただいてまして、そこに何でこの提言を出すかという根拠と私たちが感じている課題を別にまとめて、ここに書いてあるのはあくまでも、その課題を踏まえて、ではどうすればいいかという私たちの考えを載せさせていただいているわけです。片やJBIC・JICAさんの方は課題をそのまま羅列されているだけというのでは、ではどうすればいいかというのを委員の皆様方で検討する取っかかりになりにくいのではないかと思います。ですので、このような御認識があるのだとすれば、それを踏まえて何かしらそれを解決するための御提案をあわせてしていただいた方がよりよい議論ができるのではないかと思います。

原科座長 今おっしゃったことはもっともだと思いますけれども、今さら新しくというのも困ると思うので。その辺はいかがでしょうか。

事務局（渡辺） それはこれからの議論の仕方についての話にもなりますので御意見をいただきたいところですが、1つは、例えばこの資料はもうかなり進んでおりますので、この資料はこの資料として、次に、今後こういう対応をしたいというような説明を



するとき、なぜなのかというのを含めて資料を御用意させていただくというやり方もあると思いますし、ないしは、資料の説明の中で少し、こういうふうに考えているということの説明しながら議論していくというやり方もあると思いますけれども。

原科座長 今のことでよろしいですか。時間的なこともありますので、今からきちんとした格好で整理してとお願いするのは難しいと思いますけれども、ただ、JICAとしては、基本的には現行のガイドラインのクオリティを高めたいという姿勢だと思いますから、そういう観点からいろいろ細かいことを、個別のことも情報提供していただいているのだと私は理解しております。これはこの委員会が始まったときに、現行のガイドラインから後退しない、一歩でも二歩でも進めるのだという、これは共通の認識だと思いますので、その上でお考えいただきたいと思います。

それでは、17ページの下の方、NGOの方の御意見、御説明がもしあればお願いしたいと思います。では、フロアからお願いします。

一般参加者（波多江） FoE Japanの波多江です。

この論点表の左側にJICAさんとJBICさんのガイドラインの該当部分が載っているわけですが、NGO提言の趣旨としましては、このJBICさんのガイドラインの該当部分も絡んではきますけれども、そこともう1つ、JBICさんのガイドラインの13ページ、第2部に「社会的合意及び社会影響」という項目がございまして、そこに、「地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」とございまして、ただ、私たちがいろいろな案件を見ておまして、協議がなされているといっても必ずしもこの項目の趣旨が反映されていない、十分生かされていないと感じることがございまして。

事例を少し挙げさせていただきますと、灌漑事業などがありましたときに、ステークホルダー、被影響住民ですね、農民が入っている場合に、協議が行われていたとしても、田植え期であるとか収穫期に協議が開かれるばかりに農民が参加できないというような開催時期についての問題があったり、住民の方が車で2時間かけていけないと行けないようなところで協議が開かれている場合に、車を持っていない住民の方たちは行けないわけだし、公共機関なども整っていない割とルーラルなエリアでやられる事業に関しては限られた方しか参加できないというような状況があったり、それから、開催時期ですとか場所に問題があるがゆえに、住民の一部、リーダーの方しか参加できず、そしてその協議の開催場所には地元の有力者、地元の政治家、それから事業者側の方たちがたくさんいて、住民の方

たちが発言しにくい場所であったというようなこと、あるいは、事業者の方が一方的に事業のポジティブな面、例えば灌漑事業であれば、この皆さんの田畑が灌漑されますよということだけ伝えられて、水利費が課せられますよというようなことが伝えられなかった場合、それは進行方法にかかわると思いますけれども、そのような場合。それから、ステークホルダーが意見を言ったとしても、その意見を聞きおくだけで、その意見に対する対応がとられない場合、あるいはE I Aに反映されていない場合、そういったケースを私たちは幾つかの案件を見てきて経験しています。

こうした協議の形骸化を防ぐために、また第2部で事業者に求められている要件をしつかりと新機関が確認されていくためにも、第1部の中で、新J I C Aが地域住民との協議において主要なステークホルダーが自由に意見を表明できるようなことに配慮しながらさまざまな側面を確認の対象とすべきであると考えております。こうしたことからここに書かせていただいているような提言をN G Oからさせていただきました。

原科座長 今御説明になったようなうまくない事例がいろいろあるということで、ここにございますように、「現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する」という御意見が出されたところでございます。

この点はいかがでしょうか。

事務局（杉本） どうもありがとうございます。

今、波多江さんから御指摘いただいた点は、現在我々が環境審査室も入って環境レビューを行っていく場合に最も重点を置いている点の1つと断言していいかと思えます。論点整理のJ Jの箇所にも大筋は書かせていただいておりますけれども、単にクエスチョネアで住民協議をやりましたかということで、イエス、やりました、確認以上、というような対応ではありません。まずは議事録を出してもらわないことには納得しませんということで、ただ口頭でやりましたということでは話を前に進ませないというところから始めまして、その中で、一体どこで何を話して、何人ぐらい人が参加してというようなことは、議事録なり、どこでやったかということを確認していくということをやつつ、その内容が実のあるものであるのかどうかということを確認していこうということで取り組んでおります。ですので、J B I C第2部の 第2部ですと実施機関がやることではありますが、ここに2行で簡単に書いておりますけれども、実際にはそれ以上のこと

をやっているのかどうかということは確認していますし、ファクト・ファインディングなりアプレイザルの時点で合意形成が不十分であるということであれば、期限を区切って、いついつまでにこういう形式で追加の協議を開催して、その議事録を遅滞なく送るべし、それが来ないと融資の意思決定ができませんよというような対応を講じている例も、ちょっと案件名は思い出せませんが、実際にはございます。ですので、現時点ではどういう書きぶりが良いのかということは難しいのですが、実際に今申し上げましたようなことは実際に取り組んでいますので、そういったことを表現するような形で2部なり1部なりに追記していくということはできるのかなと現在は考えております。

原科座長 では、今御提案の趣旨に関してはほぼ現実にJ B I Cで今進めておられるということでございますので、そのことが明確にわかるようにガイドラインの記載を工夫したいと思います。

事務局（杉本） もう1点補足ですが、この17ページのNGOさんからいただいているご意見に関し、現地の言論の保障状況という点、具体的には、今御指摘のありましたように、その会議が実質的に直接事業の影響を受ける被影響住民の人たちを中心として実際に一方通行ではなくて双方向の会議ということで成り立つようなものなのかどうかというところを1つの例として挙げていただいたのだと思いますけれども、そういったところ、構成員についても当然議事録の中で確認しているところではあるのですが、ただ一方で、非常に相対的 相対的という言葉が適切かどうか分かりませんが、とりよによっては微妙な話かなと思いますので、この辺、ガイドライン上に書くのか書かないのか、書くのであればどのように書くのかというのは、相手側もそれをもとに第2部ではいろいろと準備を進めていくということではありますので、そこは注意する必要があるのかなと、読ませていただいて感じた次第でございます。

原科座長 では、表現の方法は少し工夫が必要だということだと思います。これはこの委員会の中でよく議論いたしましょう。

堀田委員、どうぞ。

堀田委員 今の点に関連して、これは意見といいますか感想なのですが、実際にいろいろと現地で地域住民との協議が行われて、その住民の方がそこでいろいろと表明される懸念に対して、調査の担当者の方がそういった意見を聞いて、その結果、そういった懸念が顕在化しないような計画づくりもして、最終的にそういった事業の案につながっていくのだと思いますけれども、実際に地域住民との協議がある程度適切になされていたと

しても、記録のとどめ方ですとか、その記録の活用の仕方がまちまちになっているという現状はあるのかなと思います。もちろん、すべての住民との対話を一字一句記録にとどめてそれを公開するといったようなことは非現実的だと思いますけれども、実際に幾つかの案件では議論の公表された中身が余りにも要約され過ぎていて、非常に重要な住民の方たちとの話の中で出てくる細部が後でその情報を読んだ人にとってなかなかわかりにくくなっているような例もあるのではないかと想像いたします。実際には、議論が適切になされているのであれば、事業がもう少し進んだ段階で、例えば、何年前にこういった意見を言ったのだけれどそういった心配は本当に顕在化しないんでしょうねとか、あれに対しては事業のプランナーがどういう対応をしてくださっているのですかというような住民の方からの直接の問い合わせがあったときにでも、その当時のステークホルダー協議の中身と当時つくられた計画との対応をシステムティックに記録にとどめていけば、その後の段階で、環境レビューのときもそうかもしれませんけれども、それが本当に実現しているかどうかというチェックも容易になると思うのです。ですので、住民の方たち、あるいはステークホルダーの方たちとの対話の中身の詳細をとっていくというのは確かに作業としては大変な面がありますけれども、そこはある程度系統的に行うことによって、その後の計画づくりにもっと積極的に活用していく方法があるのかなと思います。

つけ加えますと、えてして実際に計画づくりを行った方なんかは直接住民の方とお話しになっていますから、頭の中にどうしてこの計画の細部が必要なのかという根拠があるわけですけれども、その事業の違う段階で担当される方がかわったり実施する機関が変わったりすると、どうしてもそのあたりの情報の受け渡しが難しくなってくる。例えばフィージビリティ・スタディを新JICAが担当して、その後、詳細設計等のほかの段階を違う実施機関が担当したときに、いろいろと設計をやっていく中で、当時住民の方たちがこういう懸念を持っていると聞いているのだけれど、これは実際のところどういう文脈なんだろうということを知りたくなったときに、そういった情報がそこに存在しているような体制をつくるのが望ましいのではないかなと思います。

原科座長 大変重要な御指摘だと思います。やはりそういったきちんとした記録をすることが原則だと思います。そのとおりですね。私はJICAの具体事例の調査に同行いたしまして、フィリピンで拝見しましたが、その場合には大変克明な記録をとっておられたと思います。そういうことを実際にやっておられるので、その考え方をぜひ続けていただきたいと思います。

どうぞ。

福田委員 今議論されている点については、ちょうど私たちがこの後で飛んでくださいと言った、29ページにある環境アセスメントなり、あるいは、住民移転計画等を作成する際に行われた協議の記録について公開してくださいという論点があるのですが、まさにその問題意識につながっていくところですので、その点についてはこの議論が終わってからもう一度議論させていただきたいと思います。

原科座長 よろしいでしょうか。

それでは、先に進みます。「地域住民等との協議」はこの辺でよろしいですね。

では、次へ参ります。18ページに移りまして……

福田委員 済みません、ヒューマンライツ・ナウからの論点というのがそこに1つ、18ページの頭にあります。

原科座長 言論の自由、HRNの。

福田委員 はい。

原科座長 では、これを御説明ください。これは先ほど御意見をいただいたことと同じようなことではないのですね。では、もう1回お願いします。こちらの団体の方、どうぞ。

一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木と申します。

先ほどのNGO提言の中に入っていることと基本的には同旨のことではあるのですが、議事録で、その会議の開催状況だけを確認してもわからない面もあるのではないかと。要するに、その地域の中で被影響住民が自由に発言できる雰囲気があるのかということは、もう少し広く地域の状況を見ていかないとわからない部分がありまして、そのようなことも含めて配慮していただきたい。

あと、14番に人権のテーマもありまして、そこに現行のガイドラインを引用されているのですが、JICAの方については、「人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに……状況を把握し、意思決定に反映する」ということが現行でも書いてあるわけですが、そのようなことを実際によくやって、ステークホルダー協議が実質的にステークホルダーが発言できる雰囲気になっているのかというのを確認していただきたいというのが趣旨です。

原科座長 ありがとうございます。

この件はいかがでしょうか。

事務局（杉本） 先ほどの私の説明が若干舌足らずだったかもしれないのですが、議事

録等々で確認するのに加えて、全員というわけにはいきませんが、そのうち我々がメインだと考える被影響住民の人たちは、実際にそこを訪ねて、どうなのかと話の裏をとるといっても、できる範囲で今は対応していますので、そういったことについては引き続いて継続するとともに、できるだけ拡充するような形で取り組んでいきたいと思っています。

原科座長 ということ、JICAと同じようなことでやっていく、実際にやっておられるということでございますので、そう明記するようにいたしましょう。

それでは、次に参ります。18ページ、「初期段階でのステークホルダー協議を行うための枠組み合意」。

現行の規定では、「JICAは協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて相手国政府と協議し合意する」と。

これに対する御意見の御説明をお願いいたします。

福田委員 この と については、再び協力準備調査に関する論点ということに新しい制度のもとではなってくるので、これも飛ばすということをお願いしたいと思います。

原科座長 後でまとめてやってもらいたいということですね。それでは、協力準備調査にかかわることだということでございますので、後にいたしましょう。

では、「その他」。

福田委員 、 、両方です。

原科座長 それでは、ステークホルダー協議は終わりました、飛びますね。29ページに参ります。「カテゴリA案件に必要な環境アセスメント報告書」で、1の「情報公開」。

現在の規定は、「環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが望ましい」、そして別表では「環境アセスメント報告書には以下の項目が含まれるべきである」、途中を略しまして、最後に「協議会の記録」と、こういう記載になっております。

では、これに対して御意見を申し上げます。

福田委員 この点はまさに先ほど堀田先生からお話があった点につながる問題です。先ほど来、実際にプロジェクトの影響を受ける方々から意見が出された場合、それはまずは事業主体が一義的に責任を持って対応すべきだろうというお話があったと思います。それは全くそのとおりだと思っております。

問題は、実際に適切に協議が行われたかどうかということをごどのように確保していくの  
だろうということになって、その一環として、先ほど、J B I Cとしてこういう審査をし  
たらいいのではないかと提案についてお話しさせていただきました。これもその一環  
になりますが、実際にステークホルダーとの協議がどのように行われているのかというこ  
とをきちんと文書として公開していただきたいというのがこの論点であります。

現行のガイドラインではどうなっているかということですが、まず環境アセスメント報  
告書については、J B I Cの第2部にカテゴリAの案件についてはこういう環境アセスメ  
ントをつくってくださいという規定がありまして、この中で協議記録等の作成が義務づけ  
られております。それから環境アセスメント報告書の公開も義務づけられています。ただ  
し、その公開されるべき環境アセスメント報告書に何が含まれるのかということについ  
ては、ここに書いてあるように「望ましい」という規定になっていて、この望ましい中に協  
議会の記録が含まれている形になりますので、実は、協議記録については、作成は義務づ  
けられているが、公開されるかどうかは必ずしも義務づけられていないというのが環境ア  
セスメント報告書に関する現状であります。

それから、住民移転であるとか、あるいは先住民族に関する配慮等について計画が作成  
されている場合がありますが、これらについては実は現行のガイドラインには特段の規定  
はございません。住民移転計画については、大規模な非自発的住民移転を伴う場合には基  
本計画を提出するよにということがJ B I Cのガイドラインには含まれていますが、こ  
の内容についての規定はございません。適切な参加が対策の立案において促進されてい  
なければならないという文言はありますが、特段、協議をやらなければならないであるとか、  
協議記録を公開しなければいけないというような規定はございません。先住民族につい  
ては、今のところ、先住民族に影響を与える場合にどのような計画をつくらなければいけ  
ないかということについての規定はガイドラインには盛り込まれていません。住民移転や先  
住民族に影響を与える場合にどのような計画をつくるべきなのかという論点についてはま  
た後ろの方で第2部の話として出てきますので、その場で議論させていただきたいと思  
います。

ここでのポイントは、実際にそれらの文書が作成される途中に行われたステークホルダ  
ーとの協議の記録を公開することで、きちんとステークホルダーが、特に協議に参加した  
ステークホルダー、あるいは外部の第三者が、適切な協議が行われたのかどうか、それか  
ら協議で表明されたステークホルダーの意見が実際にプロジェクトにどのように反映され

ているのかということを確認することができる状況をつくるべきではないかというのがこのNGO提言の趣旨であります。

原科座長 今のようなことで、協議がどのように行われているか確認する、これは先ほど堀田委員からもこういう趣旨の御意見をいただきました。大変重要なことだと思います。それでは、JBIC、お願いいたします。

事務局（杉本） 今の点につきましては、まずEIAに限った話になりますけれども、このガイドラインにありますとおり、16、17ページの中で、「カテゴリA案件のための環境アセスメント報告書」ということで、御指摘のとおり、協議の記録をこの中に入れるということはガイドライン上書かれている話であります。実際公開されるものについて、少なくとも議事録も含まれた形でファイナル版として承認されて、それが公開されているものもそれなりの数はあるはずで、それは環境レビューのときに英訳版の仮訳を確認していく中で、そういったものも巻末についているということでもかなりの数目にしておりますので、実際にはそれも含めて、例えば協議の中で、ドラフト版についてこういう議論が行われ、それが最終版にこう反映されたとか、指摘があったけれども、それはもう今のドラフト版に含まれていることが実施機関によって説明されて質問者は納得したとか、そういったものも一緒についているケースがかなり多いと思います。あとは追加で議論等々をやった場合にこれをどう担保していくかということですが、今はそういった形でそれなりの数公開しているような状況にありますので、そこはそろえる形で対応していくということでやっていけるのかなとは考えています。

原科座長 現在の御経験から、この点に関しては十分対応できるような状況だということですね。それで、この件に関して、ADBはもう住民協議の過程をEIA報告書に含めるということを規定してございます。ということで、協議記録については言及していませんけれども、現在やっておられることであれば、ガイドラインにそのことを規定することはそんなに難しくないような印象を受けました。

事務局（杉本） そうですね。それそのものが相手国の中で協議記録も含んだ最終版として公開されていれば、それは何の問題もないものだと思いますし、あと、先ほどちょっと話が出ておりました、案件の承諾後の情報公開、カテゴリA案件については充実させていきますということは言及させていただいておりますが、こういった形での協議がなされたかということは、先ほど申し上げましたとおり、1つのポイントの事項として確認することで今各案件に対応していますので、そういったところもできるだけ含んだ形で



の情報公開を検討していきたいと思っております。

原科座長 どうもありがとうございました。

福田委員 最後の部分がわからなかったのですが、ここで申し上げているのは、基本的には現地で事業の実施主体が公開することを義務づけるべきという論点でありまして、その先J B I C側で何をするかということとは切り離された提言になっているということをつけ加えさせてください。

事務局（杉本） わかりました。この点は御参考までということで申し上げたまでです。

原科座長 今の件はそのようなことでよろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。今度は30ページ、2「ステークホルダーとの協議等」。

現行の規定を読みます。「少なくともスコーピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う」、それから、「地域住民等のステークホルダーとの協議は、プロジェクトの準備期間を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特に環境影響評価項目選定時とドラフト作成時には協議が行われていることが望ましい」、J I C A・J B I Cそれぞれこのような規定がございます。

これに関しましてはJ Jの側からの御意見がございます。これを御説明いただきたいと思えます。

事務局（渡辺） 協議のタイミングにつきまして、J I C Aガイドラインでは、スコーピング時、環境社会配慮の概要検討時、最終報告書案という3つのタイミングをカテゴリAについては義務づけておりますけれども、ここに書きましたような課題もあるということで考えておりまして、3つのタイミングすべてをリクワイアメントにする必要はないのではないかと考えております。例えば、実際に多くの国でやられているプラクティスとしましては、T O R作成の段階とドラフトレポート作成の段階というのが通常ですので、少なくともこの2つをとすれば、必要に応じてそのほかのタイミングもあるというふうにできるのではないかと考えております。

原科座長 ということは、今のガイドラインよりも規定を少し緩和した方がいいという御提案になるのですか。

事務局（渡辺） そうということです。

福田委員 今お話しになっているのは、新しいガイドラインのもとでは協力準備調査に関する部分についての御提案という趣旨でよろしいでしょうか。というのは、通常の資金協力事業の案件審査においては、一体どれだけのステークホルダー協議がなされているべ

きかというのはまた違った、少なくともJ B I Cのガイドラインには違った規定がありますので、日本側が協力準備調査という形で環境社会配慮について支援する場合についての御提案という趣旨ですか。

事務局（渡辺） 提案としましては、1つはJ B I Cガイドラインに書いてある環境アセスメント報告書の要求事項、もう1つは、これから御説明することになりますけれども、開発調査の名称改め開発計画調査型技術協力における規定を念頭に置いております。したがって、協力準備調査の中の手続という趣旨ではございません。

福田委員 再度確認ですが、現在のJ B I Cの環境ガイドラインにおいてE I Aに求められている協議の回数というのは最低1回です。スコーピング段階とドラフト作成時に行われることが望ましいというのが現在のガイドラインの規定です。要するに、このJ B I Cのガイドラインの規定について、スコーピング段階とドラフト作成時は最低義務づけるという規定にすべきという御趣旨ということによろしいでしょうか。

原科座長 そうということですね。

事務局（渡辺） 正確に申し上げますと、この「望ましい」を変えようということではないですけれども、環境影響評価項目選定時をスコーピング時にはどうかと考えております。

原科座長 2回必要だとおっしゃったのではないのですね。2回ではなくて、なるべく少なくしようということですか。

事務局（渡辺） 必要という意味合いですけれども、求めているということにはなりませんけれども、「望ましい」という格好の表現で求めるという意味合いかと思っております。

原科座長 ただ、これは、経験が相当あってこれがそんなに必要ないというのならばわかりますけれども、これまで余りそんなに案件がないですよ。そのようなレビューで、せっかくなかった規定をどんどん緩和するのは非常に危険だと思います。その辺はやはり慎重に考えるべきで。実際、世界銀行では、実はおととい、私、世銀のこの分野の一番有名な人で、スティーブ・リントナーさんという人と3時間ほど話をしまして、2人で大分議論しました。それで質問したのですけれども、世銀の規定では2回のパブリック・コンサルテーションなのですけれども、3回やることもあるそうです。ということで、今では随分変わってきてまして、むしろパブリック・コンサルテーションをふやしているという状況なので。ここにありますように、そのメモをつくって説明してくれました。だから、J I C Aは3回やるというので、結構進んだなと思っておりましたけれども、世銀でも2回に

限らずやっているという現実を考えますと、ここでJICAが緩和するのは、それを補強するのに十分な情報がない状況でやるのはちょっといかがかなという感じを私は持っております。

福田委員 再度申し上げますが、日本側が支援する、要するに案件準備において協力準備調査をかけるという形で支援をする際に、何回コンサルテーションを行わなければならないというリクワイアメントを設けるのかという議論と、それとは関係なく、相手側がフェジビリティ・スタディを行いEIAを行うという通常の今のJBICの審査の際に行われるような場合においても何回EIAの作成時に協議を行うべきかという、この2つの議論は別の議論だと私は思っています。どちらの議論をこの場でしているのかというのを明確にさせていただかないと議論が混乱すると思います。

原科座長 では、この件はクリアにしてください。

事務局（渡辺） 基本的には、協力準備調査を行う場合、行わない場合、リクワイアメントという趣旨では同じでいいかと思っております。あとは、さらにJICAで調査を行う場合に状況に応じてリクワイアメント以上のことをやることはあり得るとは考えておりますけれども、リクワイアメント上何か違いを設ける必要はないかと思っております。

原科座長 今の質問とちょっと合わないんじゃないですか。

福田委員 同じにしるという趣旨であれば、現在のJICAのガイドラインでは、開発調査を行う場合は3回やらなければならないのです。現在のJBICのガイドラインは最低限は1回です。協力準備調査を行う場合でも、今3回行われているものを1回でも構わないという御趣旨ですか。

原科座長 それはちょっと違うでしょうか。どうでしょうか。

福田委員 先ほどのお話では、JBICのガイドラインの「望ましい」という表現は動かさないというお話でしたから、そこは最低1回ということは変わらない。そこに、現在3回が義務づけられている日本側が案件支援を行う場合も合わせろというお話に聞こえるのですが、いかがでしょうか。

事務局（渡辺） そういう意味では、JBICガイドライン上の表現を使ってはどうかと考えておりますけれども、実際に「望ましい」と書いてある部分については、リクワイアメントとしては同じものを使いますが、そういったものを実際に行っていくという考え方になるかと思っております。

原科座長 今の御意見は大変問題だと私は思いますね。というのは、先ほど、私は確認

しました。現行ガイドラインを後退させないということで進める、これを確認したということ、これを改めてまた言いました。今のおっしゃり方は、両方で基準の緩い方にそろえようと一生懸命言っておられるので、これは本当によろしいのでしょうか。まさにその背景になる哲学、考え方をはっきり示さないで、断片的に減らそうというのは大変おかしなことであります。このことは私は、委員会としてはちょっと承伏できないですね。我々の委員会はガイドラインの水準を下げないということでやってまいりましたので。それで、今御説明の根拠は非常に薄弱だと思えますよ。関心を示さない場合があるからやらなくていいという話は、これはうまくいっているから関心を示さないで、問題があれば当然みんな参加するわけですよ。その意味では、関心を示さない場合があるというのは非常に結構なことだと思えます。うまくいっているのでしょうか。ただ、それだけを根拠に3回ということをどんどん減らすというのはおかしいと私は思いますが、一体どんなお考えですか。その背景は。

事務局（渡辺） 課題については、たしか第6回の資料だったですけども、既にお示ししたことはあるかと思えますけれども、住民の関心事が例えば補償の条件とかそういうことになる場合、実際には調査が進んでいかないと具体的にどうなるかがわからないわけです。そうすると、例えばスコーピングの段階で補償がどうなるかということは、実際に移転しなければならない住民、あるいは用地取得の対象になる住民がどうなるのか、そういったことの調査が進展しないと住民の関心事ないしは質問事項に答えられないことになるかと思えます。

原科座長 でも、それは一般化して言えないでしょう。たまたまそういうことだということであって。この考え方はきちんとした環境社会配慮を進めたいということですから、そのための必要条件として3つの 3回というのは3つの段階という意味ですね。だから、今はその趣旨からの議論になっていないんじゃないですか。むしろその設け方、情報の与え方とかいろいろなことを工夫した上で、それでもなおかつ必要がないならわかりますけれども。しかも1つの例だけです。しかも、あの報告書に関してはかなり問題がありました。実際に調査したメンバーのまとめとちょっと違う格好になっていたようですから、その辺もよく考えますと、そう簡単にこの1つの例だけで一般化することはできないと思えます。ともかく我々はよりよい環境社会配慮を進めたいと思っておりますから、後退させないということが基本だと思えます。そこまで強い根拠になるとは私は思いません。

この件に関してほかに御意見ございますでしょうか。有識者委員の方。

清水委員 先ほど渡辺さんがおっしゃっていらっしゃった第6回というのは、例の速報版の件でしょうか。あの中でも確かに協議の回数についてJICA側から懸念が出されていましたが、それにつきましては、コメントでも出ささせていただいておりますけれども、全く根拠が書いていませんでしたので、ストレートにこの論点表にあるような結論に持っていくというのは、余りにも結論と調査の根拠に乖離がありますし、本当に渡辺さんが今おっしゃったような変更が必要なのかどうかということについては非常に慎重にならなくてはならないと思います。やはり協議は非常に重要だということは先ほどからここでも議論してきましたし、物すごく大きな話だと思っておりますので、こういう主張をされるのであれば、もう少し、どうしてこういうことが必要なのかという根拠を示していたかないと、余り議論はできないかなと思います。

福田委員 ちなみに、追加調査の報告書は8月末までにできるという話だったのですが、そちらの方はどうなっているのですか。

事務局（渡辺） まず清水委員御指摘のところは、補足調査の面ということではなくて、たしか論点についての御質問をいただいて、それを説明したときですので、第5回か第6回か明確に覚えていませんけれども、論点に書いてあることの説明の中でやらせていただいたものでございます。

それから、福田委員御質問の補足調査の報告書ですが、若干遅れておりまして、9月の前半中には公開したいと考えております。

原科座長 では、それは速やかに公開してください。

では、この件は有識者委員の中でしっかり議論いたしましょう。

どうぞ、堀田委員。

堀田委員 議論の幅を広げるためにあえてということですが、これはガイドラインですから、ある程度リクワイアメントですと形式論になるのはやむを得ないとは思いますが、一方で、3回を2回に減らすのがいいのかとか、3回やったからいいのかというような議論になってしまうと実質的には余り意味がないと思うのです。ここで規定されているこれからの協力準備調査の中で、ステークホルダーの回数、あるいはどのタイミングで行うかというような規定をどうするかということ言えば、どうしても現存のガイドラインのような書き方になるのかなとは思いますが、一方で、いろいろな事例で、実際にはこのタイミングで通常行われているような形式の 会議形式のとかですね ステ

ークホルダー協議を行うのは現実に即していないというような場面というのは確かにあり得るのだらうと思います。一方で、ここで言っているのは、先ほどのお話にも出ましたように、ステークホルダー協議というのは必ずしも1つの形式でやることを規定しているわけではないということで、もっと言えば、ステークホルダーとの協議というのはそういった調査団等が連続的に、毎日とは言わないまでも、続けているわけですので、どのような案件であっても、仮に会議形式をとらなかったとしても、そういった地域住民の方を初めステークホルダーの方たちとのスコーピング時、概要検討時、あるいは最終報告書の案が出てきたときの内容を説明していないということは多分実際にはあり得ないのだらうなと思います。そういった意味では、形式論と実際に何が必要かということの間は多少バランスをとる必要があるかなと思います。

原科座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

高梨委員 私も堀田委員のお話に賛成なのですが、そういう面では、前回の実態調査の結果の詳細な報告が再度行われるはずだと私は理解していたのですが、あのときの事例では事前に大分現地政府側でステークホルダー協議を1～2回行われていて、現地側では大分そういう情報が共有されていたということの上で、さらにJICAのガイドラインに基づいて3回行われたということです。現場でステークホルダーをできるだけ集めようということで、当然ながら住民票その他がないところで一生懸命探して、先ほど御指摘があったようにトランスポーターションがない中でどう運ぼうかというようなことで非常に苦労しながら開催する。では実際に集まったときに何を話すかといったときにまた同じようなレベルの話だと、現地側に対しても十分な情報を提供できないことになる。従って、それぞれのケースに合わせて考えるというのは当然出てくることだらうと思います。そういう面では、前回の実態調査の結果を再度お聞きできるチャンスがあればいいかなと思っています。

原科座長 そうですね。きちんと報告いただかないとさらに議論しにくいと思います。

どうぞ、福田委員。

福田委員 私、先ほどからクラリフィケーションを求めてばかりで、私の考えを余り申し上げていなかったの、私の考えを申し上げておきます。

まず、先ほどから2つのことを区別すべきと私がしつこく言っているのは、相手国がEIAを行い、F/Sを行うときに、最低限ここまでやってくださいという場合と、日本側が案件形成できちんとコンサルタントを雇って相手方を支援しますよという場合のリクワ

イアメントというのは違っていて構わないのではないかと私は思います。

現在の J B I C のガイドラインというのはまさに、例えば国際金融等業務のように完全に相手国で案件形成がされていて、J B I C には例えば輸出金融だけお願いしますという形で来るとか、そういったものも含めて、どこまでが最低限義務づけられますかという議論の中につくられているものであります。それに対して J I C A のガイドラインでは、結局、J I C A 側が主体的にどういうことを調査するというを相手と議論し、コンサルタントを J I C A のお金で雇って、実際にどういう支援ができるかという形で開発調査を行う中で、ではどれだけの協議の回数を行いましょうということが書かれているのであって、この2つは恐らく違うものですし、協力準備調査がかかる場合というのは、少なくとも融資を行う場合に最低限ここをクリアしてくださいというのとは違うリクワイアメントがあってもいいだろうと思います。

それを前提にすると、E I A についてスコーピング段階とドラフトの段階の2回協議を行うというのは、多くの国の法制度でもそうになっていますし、基本的にはこの2回の協議というのは、少なくとも案件形成について日本側の支援が入る場合には必須だろうと考えておきまして、リクワイアメントとして1回の協議でも構わないという議論は、少なくとも E I A レベルの協力準備調査が入る場合においては不適切だろうと私は考えております。

原科座長 ほかにございますか。

清水委員 先ほどの議論の中で触れさせていただいた追加調査に関してですけれども、その御報告があったときに、たしか最終報告が出る前に一度ドラフトを見せていただけるといようなお話があったかと思うのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局（渡辺） 報告書につきましては、基本的には最終版で公開ということになっております。委員会で御議論いただく時間はないかと思っておりますので、御関心のある方には別途説明の機会を設けたいと考えております。

事務局（杉本） 速報版のときにもそうでしたけれども、次に出すバージョンについても、我々としては調査の結果を最大限取りまとめる努力をしているつもりではありますが、御不明の点とかクリアすべき点があれば、それはいただければできるだけ対応はもちろんです。

原科座長 具体的にそれはいつ御説明いただけますか。この議論に役立たないと余り意味がないですね。だから、できたら次回ぐらいに出してもらった方がいいですね。ぐずぐずしていたら切りがないから。

事務局（渡辺） 恐らく次回は難しいかと思っておりますけれども、次々回ぐらいに。補足調査の御説明をさせていただいたときに課題と論点については委員会にも出すようにという御意見をいただいておりますので、その課題と論点の部分についての資料を出させていただきますと思います。

原科座長 それでは、次々回ということをお願いしておきます。

2時間ほどたちましたので、ちょっと休憩をとります。今3時半ですので、40分から再開いたします。

一般参加者（満田） 今の点に関連しまして、休憩前に。

原科座長 では、一言だけどうぞ。

一般参加者（満田） 大変申しわけありません。地球・人間環境フォーラムの満田です。今の最後の点に関して、課題と論点を出してくださるということで非常に楽しみにしているところなのですが、今も何度か出てきましたように、今までの報告書などを見ると、根っこのところにある論拠がどういうところにあるのだろうと私たちが疑問を感じざるを得ないようなことも多々あるわけです。課題と論点を出してくださるのは非常に結構だと思うのですが、これは言うまでもなく、言うだけでも失礼なのかもしれないのですが、論拠の事例の詳細がないと、出された論点も納得できないことがありますので、そこら辺は十分御留意していただければ大変ありがたいと思います。

原科座長 では、そういうことで論拠をきちんと詳細な事実関係を示した上で我々にお示しください。

それでは、休憩に入ります。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

原科座長 それでは、皆さんおそろいですので、再開いたします。4時45分になりました。

今のところは一区切りついたということになりますので、論点の13番に戻ります。18ページ、「環境社会配慮の項目」になります。

これは、 、 、 までございますが、 は、現行のガイドラインでは、「モニタリングを行う項目」、中略しまして、「自然環境・生態系、貴重種に対する影響、対策等」



ということです。

これに関しましては、当然、今、JICAとJBICでガイドラインはそれぞれ項目が異なりますので、まずこれを整理しなければいけません。それから、世銀やADBでは影響項目を余り個別具体的には示していない。幅広く対応できるようにしているということだと思います。

これに対して御意見をいただいております。NGOの方、お願いいたします。ヒューマンライツ・ナウ。

一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木と申します。

環境社会配慮の項目に関して、特にモニタリングを行う項目という趣旨ではないのですが、それはもちろん環境レビューの段階でも問題になるわけですが、この今挙がっている項目で、社会配慮に関する部分についてはやや不十分ではないかと思っています。

具体的な提言としては、プロジェクトに伴う労働状況の問題を取り入れたらどうかと考えています。ここに書いてある「労働における基本原則及び権利」というのはILOの宣言の中に出てくる概念でして、具体的なテーマとしては何が出てくるかというと、強制労働の禁止、児童労働の禁止、団結権・団体交渉権の保障、差別の禁止という4つのカテゴリなのですが、この4つが原理的に重要だとかということでもなくて、ILOというのは三者構成で、産業界の代表の方と労働組合の代表の方と政府の代表が入って議論している中で、この4つを特に重要なものとして、条約の批准にかかわらずILOの加盟国はこれを確保する必要があるとしているもので、理論的にこの4つが必ず絶対重要ということでもない、そのほかにも例えば労働環境なんかで病気になっている人が事故で死んだりするようなことはよくないわけで、そういうことは当然配慮すべきなのですが、ただ、一般的にILOとかで受け入れられている4つのカテゴリがあるのでそれを特に例示したわけで、どこまで詳しく書くかはともかくとして、労働環境に関することは影響項目としてスコープに入れるべきだろうと思っています。

原科座長 ありがとうございます。

高梨委員、どうぞ。

高梨委員 今のお話で、項目を追加するというのもあれなのですが、具体的にODAのプロジェクトでどのように今の点が反映されるのか教えていただければ幸いです。

原科座長 今のはいかがでしょう。項目追加に関して、ODAプロジェクトでどのようにこれを考えたらいいかということだと思いますが。

一般参加者（鈴木） ODAプロジェクトで例えばダムをつくると言えば、ダムを建設する人が当然いるわけでありまして、その人たちの労働環境ですとか労働条件はどうなっているのかということが問題になりまして、道路をつくるとすれば道路をつくる人がいるわけですし、ダムをつくった後に管理する人とかもいるわけで、労働者がいないということとは多分ないのではないかと思っております、その影響を考えた方がいいのではないかと。労働者だけメンションするのはバランスが悪いという考え方もあるのかもしれませんが、労働者といっても、遠く離れたところから労働者を連れてきて工事をすると何か管理をするとかいうこともあるかもしれませんが、その地域の人たちを使うということも当然あるわけで、地域のコミュニティのいろいろな問題とかとも絡んできますから、労働者ということにかけておくことは意味があるのではないかなと思っております。

原科座長 中山委員、どうぞ。

中山委員 御提言は御提言で尊重したいのですが、現実として、例えばどこの国の業者がプロジェクトを執行するか。これは調達で国際入札にかけるわけですから、どこの業者さんとかわからない。それを前提に一番初めにやるというのは技術的にできないのかなという感じもするのですが。これは項目としては非常に重要なことだと思うのですが、これはアセスメントですから、ある程その評価をしなければならぬ。事前の段階でやるのが本当にできるかどうか、ちょっと私は心配しております。

原科座長 実際にプロジェクトを実施する主体がどこになるかわからないので、あらかじめそういうことに対して対応を考えることができるかということですね。

その点はいかがでしょうか。

一般参加者（鈴木） そういう点もあるかとは思いますが、環境配慮の場合でも、実際にプロジェクトを実施する主体がどのようにやるかによってかかわってくることは当然あるわけですし、社会的配慮とか労働問題に固有の問題ではその点はないのだろうと思っております。ですから、調達をするときに、こういう条件にしなければいけないという条件づけをするとか、そういうことになるのだろうなと思っております。

中山委員 とすると、例えば入札条件とかに、そういうことに配慮するということを1項目、今のJ B I CとかJ I C Aのフォームに載せるということになると思うのですが、私もこの場所で具体的なやり方はわからないのですが、それが可能かどうかというのは、やはりJ I C Aさん、J B I Cさんのお考えでなければだめだと思うのですが、私どもは、例えば当協会の会員はそう条件がついたらそういうふうにはちゃんと用意してやるので、そ

れは対応可能だと思いますので、それは問題ないのですが、問題はドナーであるJICAさん、JBICさんがどう考えるかなということだと思います。

原科座長 では、産業界としては対応できるということだと思います。

それでは、JICA・JBICはこの点はどのようにお考えでしょうか。

事務局（杉本） 今、中山委員からもありましたように、工事であれば工事を行うコントラクター、業者さんが決まらなるとその詳細はわからないというところの裏を返しますと、実際にどのように規定するかという点については、一般的というか概念的なところにとどまらざるを得ないのかなというところはあると思います。ただ、観点としては重要な点だと思いますし、ちょっとこれとは別の例に関するご紹介ですが、円借款で土木工事等々やりますと、そこに労働者が集まってきて、国によってはかなりHIV/AIDSが蔓延している状況の中、それに罹災する確率が高くなるということで、徐々にその対策、具体的にはそこでキャンペーンをやったり労働者への教育をやったりということですが、そういったことを入れていこうという動きが広がってしまっていて、そういった危険性のあると思われる国の多くでは、実際土木工事なりの契約の一部にそういったものが含まれているということも出てきておりますので、このガイドラインの中でもそういった事例も踏まえつつ、この点については考慮していきたいと思っております。

原科座長 わかりました。では、そういうことで何らかの対応というようなことで考えたいと思います。

それでは、WWFからもございます。こちらはどなたに御説明いただけますでしょうか。

福田委員 恐らくここにはおいでではないと思います。

原科座長 では、福田委員、もし……

福田委員 いや、わかりません。

原科座長 では、これは読みましょうか。「自然環境のモニタリングは、貴重種に対する影響のみに限られている。ミレニアムエコシステムアセスメントで使われたフレームワークを、このモニタリング項目を決定する際のガイドとして使用することを提案」したいと。これに對しまして、「現行JBICガイドラインには貴重種のみが記されているが、準絶滅危惧種等の希少種への影響、対策も確認している」ということで、貴重種の対象をもうちょっと広げて現にやっておられるということがここに書いてございます。

というようなことでよろしいでしょうか。

事務局（杉本） ちょっとこれについて補足させていただきます。

論点整理の中では、前半の指摘事項しか書いていない形になっていますが、ここで御指摘いただいているミレニアムエコシステムアセスメント、私の勉強して理解した範囲では、世界の各エリアで調査を行い、その結果として、個別の種にとどまらず、生態系全体としてどの方向に動いているのかを確認している調査であるというのが、もし間違っていれば指摘いただきたいのですが、私の理解したところであります。

従って、この調査そのもののフレームワークというところとちょっと広過ぎるところもあるかもしれませんが、それに準じた形では、例えばガイドラインの中ですと、19ページに、「影響を受けやすい地域」ということで、例えば国立公園ですとか保護対象地域が実際に規定されており、このような影響を受けやすい地域の隣接等々で事業を行う場合には十分な配慮をしていく必要があると規定されていますが、実際の環境レビューにおいても、個別の事項や固有種のみにとどまらず、例えば野生保護区の近くであれば、レッドリストに載っている何々がありますねという話のみではなくて、そもそもその保護区全体に対する影響を最小化するか、また事業を行っていくとしてもどのように影響を緩和していくかという全体を考えた形で対応するという方向で検討しています。ですので、このフレームワークを使ってということにならないかもしれませんが、具体的にこのアセスメントの項目を個別のものにとどまらず全体として考えていこうということ、特に生態系として影響を受けやすい地域・物については可能な限りこの方向で対応しているというのが今の実態であると言えるかと思えます。

原科座長 貴重種だけではなくて、生態系として保全するようなこともやっておられるという理解でよろしいですね。では、そういうことがわかるように、必要があれば直すということになると思います。

それでは、この部分はほかに御意見ございますでしょうか。

清水委員 今回のWWFの提案の部分ではないのですけれども、この13の「項目」のところ、JICA側が問題意識として挙げられている「項目が異なる」という部分で、これはJICAのガイドラインの2.3の「環境社会配慮の項目」とJBIC第2部の「検討する影響の範囲」の項目が異なるという趣旨だと思って比較してみたのですけれども、大きく3つに項目で異なることが分けられると思っていて、2つに關しましてはちょうどこの論点で挙げられているとこの部分だと思うのですけれども、このとで述べられていないけれどもJBICとJICAのガイドラインで異なる点が1つありましたので、言及させていただきたいと思えます。

J B I Cのガイドラインは、検討する影響のスコープとして景観という言葉も入っているのですけれども、J I C Aの方には入っていません。景観も重要な項目の1つだと思いますので、これはぜひ新J I C Aでも残していくべきだと考えます。

原科座長 これは実際にはスコピングプロセスがありますから、必要がなければ外せますから、一応スコープは広目にとっておくというような考えでいいと思います。和集合でとらえていいのではないかと思います。多分、J B I CとJ I C Aの事業の特性が違ったのでこれまでは入らなかったのだと思います。これが今度はセットになりますので、これからは違ってくると思います。

ということによろしいでしょうか。 それでは、そういうことで進めてまいります。

「項目」のところはここで区切らせていただいてよろしいでしょうか。

では、 になります。「地球温暖化への配慮」。これはJ Jから出ております。

現在の規定はどうなっているか。これは 、 続けて、長く出ておりますので 今の件ですね。では、先へ進まないで、ちょっと戻します。では、今の件、どうぞ。

一般参加者（神崎） FoE Japanの神崎です。

私、外野から大変申しわけないのですが、今の議論の趣旨が全くわからなかったのです。と申しますのは、（共通）と書いてあって、「J I C A、J B I Cガイドラインで項目が異なる」ということで、今、清水委員がこうだと思っただけけれどもという推測のもとお話しされたわけですけれども、左側には「モニタリングを行う項目」とありまして、これはモニタリングを行う項目がJ I C AとJ B I Cで異なるということかなと思ったのです。ただ、J I C Aのガイドラインの中ではJ B I Cの「モニタリングを行う項目」というような表がありませんで、ここはJ I C Aさんの方からは、あるいはJ Jさんの方からは特に説明をいただいているのではありませんけれども、一体何を議論したいのかということがよくわからなかったのですけれども。済みません。

原科座長 確かにそうですね。私、うっかりして環境社会配慮項目だと思っていました。モニタリングと書いてありますね。さっき読んだのにね。失礼しました。確かにそうですね。これは、だからまとめがおかしいのかな。モニタリングを行う項目に関してこうだという議論なんですかね。これは私の勘違いだったみたいです。

事務局（渡辺） 左側のガイドラインの引用が適切でなかったようで、 の方に書いてあるJ I C Aガイドラインの2 . 3の項目とJ B I Cガイドラインの2部1の項目が違っているということで、こちらを御参照いただければと思っております。

原科座長 では、この項目というのは、モニタリングだけではなくて全体で考えるということですね。ということでしょう。それじゃないとおかしいですね。

ですから、全体をもう一回読みます。今度は長いですが、18ページの下の方に書いてあります。「環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、H I V / A I D S等の感染症を含む」、大変長い記述ですが、このようになっております。あとの記述は少しコンパクトですが、あとは目で追ってください。その下はJ B I Cですね。J B I Cはコンパクトな表現ですが、「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、（中略）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる」。

そんなことで大変幅広い項目が対象ですが、それでも先ほど御意見ございましたように、一部食い違いがあるということで、それに関しては全体をカバーするような形で項目体系自体は考えたいと思います。

項目に関してそんな考え方でよろしいでしょうか。

では、委員会としてはそのようなことで進めます。

それでは、「地球温暖化への配慮」と「予測・評価が困難であると思われる項目」、2つございますので、まずの方ですね。「地球温暖化への配慮」、これはJ Jからこのような提案がございます。この辺を御説明いただきましょうか。

事務局（渡辺） 地球温暖化につきましてはJ I C A・J B I Cガイドラインで違いのある点でございます。温暖化対策は我が国にとっても重要な点でございますので、この点については記載を入れたいと考えております。ただ、実際の運用につきましては、温室効果ガスの排出基準なり環境基準はない状況でございますので、ほかの項目と同じような配慮というわけにはいかないなと考えております。

原科座長 というようなことでよろしいでしょうか。温室効果ガスのことも当然加えたい。これは日本国内のアセスでも最近では加えるようになっております。

どうぞ、フロアから。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

J B I C・J I C Aさんの提案というのが、この一連のいろいろな環境社会配慮項目に地球温暖化への配慮というものを入れるという提案であれば、もちろんそれは入れるべきだと思いますし、特段の異論はないところです。ぜひとも新J I C Aさんとしても地球温暖化の問題に戦略的に取り組んでいただきたいとは思っているところです。

ただ、一方で、一体運用上どうやっていくのかということに関してはいろいろと意見あるいは懸念を持っているところでごさいます、例えば、「E B R Dは新政策案において、年間10万トン以上のCO<sub>2</sub>を排出する事業の定量化、モニタリングを求めている」、これについては、ある意味グッドプラクティス、先進的な政策をE B R Dは採択されたなと思っているところです。ですから、これはできるかどうかというのはもちろんあると思うのですが、新J I C Aさんでもこのぐらいの意気込みを持ってやっていただきたいとは思っているところです。これはE B R Dにかかわらず、I F Cさんなんかも同様の政策を採択されたのかされようとしているのか、私の勘違いでなければ聞いておりますので、大体国際的な流れとしては、CO<sub>2</sub>を大量に排出する事業については定量化・モニタリングをやっていこうという動きなのかなと考えているところです。

一方で、例えば水力発電、あるいは、ひどい例では道路建設事業などを渋滞緩和という観点から温暖化に資するというような報告書なども読んだことがあります、水力発電所に関しては、もちろん化石燃料を使わないという意味では温暖化に資するのですが、一方でその他の環境社会配慮をどうやって見ていくか、いろいろ議論があるところです、ぜひそういったことについては慎重に考えていただきたいと思ひますし、とりわけ大規模な土地利用変換あるいは森林の減少などを伴うプロジェクトについては、たとえそれが一見地球温暖化に資すると思われるような事業でも慎重に土地利用変換分のストックの消失というものをも見ていくべきだという考え方に立って評価していただきたいなと思ひているところです。

原科座長 どうもありがとうございました。総合的に判断してもらいたいという御意見をいただきました。

温暖化はこれでよろしいですか。

どうぞ、小林さんの代理の方、お願いします。

小林委員（代理：中川） 御参考として、日本の環境影響評価法がこの問題をどのよう

に取り扱っているかということについてですけれども、内容としては、このJ B I Cの書き方に似ている。相違としては、モニタリング項目として温室効果ガスをつけ加えていることが違いということになっています。つまり、気候変動を抑制しなくてはいけない、地球温暖化を抑制しなくてはいけないと言い方をすると、因果関係との関係で非常に話がややこしくなってしまうわけですが、日本の環境影響評価法の中での扱いというのは、温室効果ガスや廃棄物というものを環境に負荷を与えるものとしてできるだけ排出を抑制しなくてはいけないものとしてとらえている。こういうものですので、このガイドラインの中でも、どれだけ排出抑制の努力をしたか、例えば2つある交通手段の中でどういう選択を行ったかというような、これは代替案の検討というところにも関係してくることだと思われまますけれども、そういったところで関係してくるのではないかと考えられます。

原科座長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。「予測・評価が困難であると思われる項目」でございます。これはJ Jから御意見 まだありますか。急ぎ過ぎて済みませんね。何せ早く終わらなければいけないもので。どうぞ。

一般参加者（神崎） たびたび申しわけありません。FoE Japanの神崎です。

今、満田さんが指摘されたことに対してのJ B I C・J I C Aさんの回答をぜひいただきたいと思います。

原科座長 では、今の件で満田さんの御指摘に対する御回答をいただけますか。

事務局（杉本） 後半おっしゃられていた点かと思いますが、CO<sub>2</sub>を排出しないから直ちに水力だというような、物事を余りに単純化したような形での対応をするということではなく、そこは座長もおっしゃられたように総合的かつ慎重に考えていくということだと考えております。そういったことでは今も十分慎重に考えているつもりですので、その点は継続してスタンスとしては保っていくというつもりで考えています。

原科座長 よろしいですね。

では、次のに進みます。「予測・評価が困難であると思われる項目」。

「以下の項目については予測、評価の困難性、または他の影響項目でカバーされると考えられることから、具体的な調査計画の策定や調査の実施に関し困難な面が見られた」。

a) ~ g) までございます。a) 非自発的住民移転以外の人口移動、b) 雇用や生計手段以外の地域経済、c) 土地利用や地域資源利用、d) 社会関係資本や地域の意思決定機関



等社会組織、e) 既存の社会インフラや社会サービス、f) 被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、g) 地域における利害の対立。こういうのはなかなか予測が難しいというのはおっしゃるとおりだと思いますけれども、こういうことが見られたということでございます。これはどういう趣旨で出されたのですか。こういう項目は外した方がいいということになりますか。

事務局（渡辺） 実際に予測・評価が困難という点はここに書いたとおりでございます。こういった項目は全く検討しないというわけではなくて、必要に応じて当然検討することにはなると思うのですけれども、ガイドラインに書く項目からは外していいのではないかと考えております。

原科座長 検討しないわけではないけれども、この項目は外した方がいいという御意見です。

どうぞ。

清水委員 まず、このポイントにつきましては、JICAの運用実態の調査確認でしたが、この中でどのように書かれているのかなと思って見てみたのですけれども、実は「予測・評価が困難であると思われる項目」以外については、各項目ごとに、このように影響評価をしていたというようなことが書いてあったのですけれども、困難な面のところについて全く触れていないのです。さらに困難であるとも記載されていないということで、先ほどからしつこいほど申し上げていて恐縮ですけれども、困難な面が見られたとおっしゃったときに一体何を根拠におっしゃっているのかというのが全く出てこないのです。

その上で申し上げますけれども、まずa)の非自発的住民移転以外の人口移動ですけれども、これはJICAのガイドラインを前回つくったときの議論を少し読んでみたのですけれども、もともと想定していたのは、住民移転については確かに社会的影響として大きく取り扱われているけれども、そのほかの人口移動についても影響すべき点がある。例えば異なる民族が入ってくること、あるいは新しい住民の移入が想定されています。では実際この人口移動について現在のJICAの開発調査なり何なりでどのように扱われてきたのかということについて少し見てみたのですけれども、検索してみると、かなりの調査でこの人口移動というものを扱っていたのです。例えば、通常マラリアにかかりにくい時期に人口移動によりマラリアの患者が急増したということであるとか、地方から都市への人口移動による農業への影響、それから都市部での住宅問題や若者を中心とした高失業率といったことが実際にさまざまな文脈で書かれておりますので、これが困難だったという根

拠がわからなかったという点に対するコメントです。

わかりやすい点で幾つか申し上げますけれども、土地利用に関しても、これも非常に重要な項目だと思ひまして検索してみたら、先ほど人口移動ほど例はなかったのですけれども、実際に土地利用に関する負の影響には触れている部分がありまして、例えば、農村開発において土地所有権がない地域などで、そこに土地需要が発生した場合に土地所有権に関する問題が社会問題化する危険性があるですとか、土地利用をめぐる地主と利用者の土地論争が発生した灌漑サイトがあるとかという例もありました。

今、2つだけ例を挙げましたけれども、このように現在のJICAのプラクティスとしても実際に調査され、影響を評価されている部分が幾つかあり、一方この主張の根拠は運用実態確認では全く出ていないという状況でこれらの項目を外すという事はあり得ないと考えます。

原科座長 どうもありがとうございました。確かに今の御説明から見ると、私は中には難しいものがあるのかなと思ったのですが、実際にそういう中でもかなり調べておられるなら、そういう事実は余りないのかもしれない。

どうぞ、福田委員。

福田委員 私も清水委員のおっしゃることはもっともだと思うのですが、もう1点、「他の影響項目でカバーされる」とことというのがあるのですね。この点については、実は私が、この論点表を説明していただいた際に同じように、運用実態確認の中で出てきていないのにどういう根拠があるのですかというので、6-3-2という資料がありまして、この中で御説明いただいたのです。この中で御説明いただいているのが、例えば、非自発的住民移転がある場合には、この中で社会組織や社会インフラ、社会サービス、利害等について考える場合もあると。だから削除すべきという話はここには特段ないと思うのです。それは別にももちろんそういう枠組みで検討していただいても、これらの評価項目についてすべて独立の章なり項目を設けて検討しろということは何も言っていないのであって、それはそれぞれの事業の特性に合わせて工夫していただければいい。あるいは、「土地利用は、非自発的住民移転、雇用や生計手段と重複し」、それは重複するでしょうね。だから削除しようという話がどこから出てくるのか全然わからないのですね、この議論は。それから、具体例として、「このような項目を、そのままではなく、独自に項目を設定した例もある」と、それでアッパーセティ水力発電計画、よろしいんじゃないでしょうかと。何でこれを削除すべきなんですか。一体根拠として挙げていただいていることと、これを

削除すべきという議論が全くつながっていないのですね。先ほど、必要に応じて今後も見えていくことになるがガイドラインに設ける必要はないとおっしゃいました。それはすべての項目について必要に応じて見ていくのですよ。何のためにスコーピングという手続があるのか。

原科座長 スコーピングで決めることですからね。

福田委員 それは当たり前前の議論であって、だからわざわざここから消す必要はないし、別の意味で言えば、スコーピングの際に、こういう影響もこの事業についてはあるかもしれないと注意を喚起するという意味では、これはこのまま残した方がいいと思います。

原科座長 わかりました。これは前にこのガイドラインをつくるときの議論とかを少し思い出しまして、確かにそうですね。どこまで目を配るべきかというようなことですが、実際に案件ごとに調べることは限定的になりますから、ガイドラインではむしろそのスコープがわかるようにということだと思います。だから、これは、先ほど和集合と申しあげましたけれども、そんなことでこの委員会としては項目に出して考えたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、次は に参ります。「派生的・二次的・累積的な影響」。

現行のガイドラインでは、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する」。これは当然だと私は思っておりましたけれども、「J」からは、「派生的・二次的・累積的な影響は曖昧な検討にならざるを得ない。特にライフサイクルにわたる影響については、予測・評価は困難な面が多い」という意見をいただいております。しかし、これは当然考えなければいけないことなので、外すということにはならないと思います。

どうでしょう。

福田委員 一応提案していただいている「JICA」の方の御意見をまずはお聞きしたいと思うのですが。

原科座長 では、御意見を御説明いただけますか。

事務局（渡辺） ここは課題として示させていただいたものです。外すということは考えていませんけれども、もう少し柔軟に対応できるような表現が考えられるのではないかと考えております。

原科座長 これはスコーピングで柔軟に対応できますから、余り御懸念は要らないと思います。特に累積的な影響というのは戦略的環境アセスが必要な大きな根拠ですし、これを考えないということは逆に考えられないと思います。特にこれは案件によりますね。戦略アセスということは。例えば、前々回ぐらいでしたか、前回でしたか、ポリシー・ローンの場合、ガイドラインの対象にどうかという議論がありましたけれども、世銀はセーフガード・ポリシーということで、EIAを行うようなものとしては対象になっておりませんが、実際は環境社会配慮をやっております。逆にそういうものに対しては固有のシステムをつくってしまして、具体的にはSEAをやっているのです。そういうことで、ある部分だけ見てやっていないと思っていたら大間違いで、全体像を見ないといけません。考えてみれば、当たり前です。累積的な影響というのは特に我々は配慮しなければいけないのですから。私が所属しているIAIAでは、この11月に累積的影響だけにテーマを絞った大きな国際会議をカナダのカルガリーでやります。これはそれほど重要なテーマなのです。ですから、これを外すなんてことは、私には考えられない。有識者委員会としてはこれを出さなかったら恥ずかしいことなので、我々としてはこれは当然残させていたきたいと思います。

よろしいでしょうか。

高梨委員 これは、この前の「予測・評価が困難があると思われる項目」と同じようなことなのですが、一番難しいのは、現場でTORにどう反映するかということなのです。ですから、まさに運用の問題がありまして、これを書いておいて、ではこれを全部やれと言われて、当該プロジェクトでどうやるかというときに非常に大変なのです。そういう面で渡辺さんなんかは配慮されたのだらうと思うのですが、累積的なところは具体的にこのプロジェクトでどこまでやるのですかというところがなかなかTORで明晰になっていないことが多いものですから、一般的には、難しいものは個別対応して、当該プロジェクトではこういう配慮をした方がいいというのがあった方が我々としてはやりやすいところが正直あるのです。ですから、一般論でこうやって、このとおりやりなさいといったときに、では具体的に現場でどこまで調査をしたらいいのか。要するに、期間が限られていて、予算も限られていて、その中で成果を出さなければいけないときに、どこまで掘り下げてやっていったらいいのかというところが現場では大変苦しいので、さっき清水委員が幾つか検索結果があったというので、そのプロジェクトをむしろ聞きたいのですけれども、恐らくそれは何か関連のある医療プロジェクトであったり、あるいは農村の

プロジェクトであつたりということで、こういう項目が必要になるようなプロジェクトだったのではないかなという気がするのですけれどね。それは別途の機会に教えてもらって見てみたいと思いますけれども。

原科座長 いや、誤解があるようなので。これはあくまでスコープを示しているので、すべてやるとは何も言っていないのです。だからケース・バイ・ケースで、計画とかプロジェクトの種類によって当然変わってきます。だから、累積的影響を考えなくていいような段階ではもちろん考えなくていいのです。現行でも、「合理的と考えられる範囲内」と書いてありますからね。あくまでもそういうことで、もともと弾力的に対応できるようにつくってあるのです。だからこれを外す理由はないと申し上げたのです。今、高梨委員がおっしゃったとおりで、そういうことなので、「合理的と考えられる範囲内」ということをわざわざつけているのです。先ほどの人口関係もそうだと思います。スコーピングをやってみて、この案件に関してはそこまで考えなければいけないとか、逆に、必要がなければそれは外していいわけです。だから、書いてあると全部やらなければいけないと思っていただかないで、あくまでもその範囲内から考えていただく。場合によってはその範囲でも十分足りないものがありますからね。そういうことでADBとか世銀では余り細かく書かない。もっと対象が膨らむ場合もあるわけですよ。日本でそれを書くとなかなか幅広く考えてくれないので、なるべく広目に書いておいたということだと思います。この我々の記述の考え方はですね。だから、高梨委員のおっしゃったことはわかります。すべてに対して行うという意味ではありません。「合理的と考えられる範囲内」ということでお考えいただきたいと思います。その意味では、むしろこれを外してしまうとそういうことを全く考えなくなってしまうと思われまので、外すわけにはいかないと思います。

時間を急いでいた理由を言います。1つ案件がありまして、2番目のところで協力準備調査についての御説明をいただくのです。4時半に御説明の方が来られるということで、時間が迫ってきたのでちょっと慌てていました。ただ、おかげさまで、今のことでよろしければ、ちょうど「人権への配慮」の手前のところまでということで、きょうは一回ストップさせていただいて、ここで協力準備調査の中身について御説明いただくことになっております。

ということでもよろしいでしょうか。

では、もう一言。中山委員、どうぞ。

中山委員 今の観点ですが、私は、JICAさん、JBICさんの同意を得るというわ

けではないですけれども、数字を出して混乱を招くようなとき、例えば道路で交通量が過大じゃないかとか、やはり予測というのはかなり誤差を含むのですね。それで、難しいものについては、予測を出してかえって混乱を招くようなときは柔軟に外していただきたい。予測したことによって、「何だ、うそじゃないか」ということで後に無用な混乱を招くことがあるので、これはやはりスコーピングのときに柔軟に対応していただきたいというのはそういうことだと思います。

原科座長 そうですね。スコーピングのところで柔軟に対応するということになりますけれども、ただ、提案の根拠になるようなものはある幅を持って 1つの点推定ではなくて区間推定としてやりますから、幅を持って示すとか、そんな工夫をしていただければと思います。

どうぞ、フロアの方。

一般参加者（鈴木） 今のことではないのですが、進め方で、きょうのもともとの計画だと14までと聞いていたのですが、協力準備調査の話をして、その後これに戻るということなのか……

原科座長 時間の余裕があれば戻ります。ただ、ちょっとわかりません。

一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木と申しますが、次回は来れないものですから、一応ヒューマンライツ・ナウで提案したものの趣旨の説明ぐらいはしたいなと思っているのですが。

原科座長 それは長くないですね。だから、多分戻ると思います。

御説明は何分ぐらいですか。

J B I C（中澤） 議論次第です。

原科座長 そうですね。質問の出方ですよ。

清水委員 済みません、私が介入するのもおかしな話なのですが、先ほど鈴木さんと少しお話ししたのですが、鈴木さんは、実は14以外に後ろの論点でも幾つか論点を出されているのですね。そういう意味では、鈴木さんはこの委員会に出席できる日がかかなり限られているようでして、9月10日でしたらいらっしゃれるようですので、そのあたりにまとめてヒューマンライツ・ナウの論点に関してやるということは可能でしょうか。

原科座長 では、これは皆さんの御意見を伺いましょう。順番を10日に回すということでもいいですか。それでよければそうしましょうか。

では、皆さんの御賛同を得ましたので、順番はそういうことで、ヒューマンライツ・ナウの方が御参加できる9月10日ということで、そっちに回します。

そうすると、14番と、あと何番ですか。それを御提案ください。先住民族ですか。

一般参加者（鈴木） 14番と、ヒューマンライツ・ナウで提言しているものがあるのは、16番の「その他」の中にあります。あとは、同じことも含まれているのですが、29ページの「その他」のところに入っています。

原科座長 では、ヒューマンライツ・ナウが御意見を出されたものは後回しということにいたしましょう。10日ですとかなり厳しいところがありますけれども、10日の最初にそのことを議論して、10日でまとめる。それで、予定より少しおくらせているので、やはりもう一回ぐらい会議を開くということになる可能性がありますね。最初に申し上げましたが、10日までに仕上げるといったことだったのですけれども、それにもう一回加えまして10日以降にやるようなことになるかと思えます。そういうこともありますので、10日に回しても何とか対応できると思えます。では、10日の最初にこれを扱うといたしましょう。

それでは、皆さんの御賛同を得ましたので、そんな進め方にいたします。

## （２）協力準備調査について

原科座長 では、次に、きょうの議題（２）で用意いたしました事項になります協力準備調査について御説明いただきます。

では、どうぞお願いいたします。

JICA（植嶋） それでは、最初に資料の説明をさせていただきます。その上で御質問等にお答えしていきたいと思えます。

12-2-1という資料をごらんください。協力準備調査についてこれまでこの委員会でもお話ししてきた内容を取りまとめて紙にしております。お話ししていなかったことも若干含まれております。

紙の建てつけとしては、1は協力準備調査の趣旨、2は協力準備調査というのはどのようなことを目的にしている内容なのかということ、それから3は「現行調査スキームとの関係」と書いてありますが、協力準備調査の類型ととっていただいてもいいと思えます。

4が「基本業務フロー」ということで、大きな流れを示させていただいております。3枚

目に「新JICAの業務フローにおける各主体の役割」と題してチャートをつけております。

「趣旨」でございますけれども、新JICA発足に伴いまして、これまで技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれの援助手法が独自に有していた案件形成のための調査プロセスを、3つの援助手法の相乗効果を発現させる観点から原則として統一し、協力準備調査という形で共通の調査プロセスを導入する。こういう調査プロセスを導入することによりまして、新JICA発足、第1回目に御説明させていただきましたが、3つの原則がございます。効率性・機動性、相乗効果、一体性、これらの原則を念頭に置きながら、案件の実施を準備する段階での機動性・迅速性を確保するというのが大きな趣旨としてございます。この協力準備調査は、法律上の位置づけとしましては、改正後の国際協力機構法、これは10月1日に施行されますけれども、これの第13条「業務の範囲」第1項第8号の規定を根拠として実施いたします。第8号の規定というのは、「前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと」ということで、いわゆる技術協力であるとか無償資金協力であるとか有償資金協力であるといったような業務に関連して必要な調査・研究を行う、こういった規定を根拠として実施する調査でございます。

「協力準備調査の内容」でございますが、大きく2つの段階に分けて説明させていただきたいと思っております。1つは、ある途上国のある特定の開発目標の達成を支援するための協力目標、そしてそれを達成するための適切な協力シナリオの形成を行う。協力プログラムと我々申し上げることもありますけれども、協力プログラムの形成、これが1つでございます。2つ目は、個別の案件、これは有償資金協力の案件であったり無償資金協力の案件であったり技術協力の案件であったりしますが、個別の案件の発掘・形成、個別の案件の基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性の確認。協力プログラムにフォーカスする部分と、個別の案件にフォーカスする部分と2つあると御理解ください。

「現行調査スキームとの関係」でございますけれども、1で述べましたように、協力準備調査というのは新しい概念のもとに開始する新たな調査スキームでございますけれども、調査の内容面から見たとき、これから申し上げるような現行の各種調査が協力準備調査に関係します。関係と言うとちょっと抽象的な表現かもしれませんが、ここで列記しているようなこれまでの調査が担っていた役割が協力準備調査において実現されると御理解いただければと思っております。



( 1 ) が、現在の J I C A が実施しているプロジェクト形成調査。

( 2 ) が、現在の J I C A が実施している開発調査のうち、我が国の将来の協力案件、主に資金協力になると思いますけれども、これらの形成または事前準備としての性格を有するフィージビリティ・スタディ等ということで、「等」については、マスタープランから F / S につながるものも入ってくるということです。M / P + F / S のようなものもあるということです。

( 3 ) として、現在の J I C A による無償資金協力の事前の調査、いわゆる基本設計調査と言われているものでございます。

それから、現在の J B I C による S A P R O F 。

ここで、( 注 ) で現在の開発調査はどうなるのかということを中心に述べさせていただいております。現在の開発調査も技術協力として実施しております。したがって、協力準備調査を実施して開発調査という案件が形成されるということが論理的にあり得るのですね。ただ、調査をやって調査を形成するというのも余りに不思議な話でございますので、協力準備調査の導入に伴いましてこの開発調査についても整理いたしました。開発調査は今いろいろな種類のものを行っていますけれども、政策立案または公共事業計画策定・支援に係る調査であって、原則、我が方の資金協力を必ずしも想定していないものは、いわゆる技術協力、「開発計画調査型技術協力」という名前で実施するというところでございます。

4 で基本業務フローを御説明いたします。( 1 ) 「協力準備調査の実施決定」、( 2 ) 「協力準備調査の実施」、( 3 ) 「調査の結果に基づく個別案件の対処方針の協議」、( 4 ) 「対処方針に基づく審査等」、( 5 ) 「政府への報告」ということで説明いたします。

まず「協力準備調査の実施決定」でございますけれども、これはだれが決定するのかと問われれば、J I C A が決定いたします。その際、プロセスとして何があるかと言われますと、外務省と協議をして決定いたします。決定に際してはどのような情報に基づいて決定するのかということでございますが、1 つは我が国の O D A 政策、それから相手国の開発計画、それから先方政府の意向ですね。日本にやってもらいたいかどうかとか。それから実施機関たる新 J I C A としての方針といったようなものを総合的に勘案しまして、J I C A がこういった案件について協力準備調査を実施したらいいのではないかという提案を政府にして決めていくということです。このとき、協力準備調査の客体としては、個別

の案件もございますし、場合によっては、協力シナリオを含むと書いてありますけれども、いわゆる協力プログラムづくりのようなものも含まれてきます。基本的なパターンとしてはJICAの方で提案するのですが、協力準備調査の実施に当たりましては外交政策上のニーズというものも踏まえて実施していくことになりますので、さまざまな政策サイドのニーズに基づいて外務省からの要請に応じて協力準備調査の実施を決定する場合もあるということです。JICAの中でどこが主管するのかと問われますと、地域担当部、新しい組織におきましては7つの地域担当部ができますけれども、それぞれの地域を主管する地域担当部が最終的な決定のための決裁等を起案して実施に移していくということです。これは協力準備調査を行う案件を決めるという部分ですね。

2番目が、協力準備調査を行うという話と一体的に検討される部分はあると思いますけれども、どのような調査を行うのかということです。具体的な調査実施をどのようにしていくのか。TORをどうするのかとか、外部のリソース、コンサルタント等を使って調達して実際の調査を実施していきますので、その準備であるとか、これらをJICAは行います。具体的な現地調査は調査団を現地に派遣することになりますので、当然、先方政府からそういう調査を行うことについての受け入れの了解をとって行うことになります。TORはどのように作成するかということですが、JICAは、先方政府から提出される情報、在外事務所が日常的に収集する情報、本邦から派遣される調査団や専門家から得られる情報等を総合的に勘案してTORを作成することになります。前回だったと思いますが、いろいろなやり方でTOR作成のための準備をするということもございます。具体的な調査を実施する部はどこかということですが、これもこの主管である地域担当部が決定します。地域担当部みずからが実施する場合もございますし、新JICAにおきましては課題を担当する部が6つできますけれども、その課題部に任せて調査を実施する場合もありますし、在外事務所が現地のリソースを使って実施する場合もあるということです。

現地調査を実施していろいろな情報が集まってくると、特に個別の案件の場合はさらにその先どのように対応していくかということを考えなければいけなくなるわけですが、この段階に至りますと再度政府との協議を行うことになります。協力準備調査の現地調査 恐らく第1回目、第2回目ぐらいになるかと思いますが が終わると、その結果に基づいて、具体的にこの個別案件に対してどのように対応していくのか、どのようなコンポーネントにしていくのかとか、どのような目的を掲げるのかといったようなこと

について JICA が調査結果に基づくペーパーを日本政府に提案して、対応を協議する。ここで概略、この個別案件についてはどのぐらいの規模でどのような内容でということが固まってくるということになります。

ここに至りますとかなり審査に近くなってきますので、相手国政府からの正式要請書が遅くともこの時点までには入手できているということを現在の業務フローでは想定しております。逆に言うと、この時点でまだ相手国からの正式な要請がとれない場合はなかなか次のステップには進めないということになるかと思えます。

この協議が終わりますと、ここから先、有償の場合とか無償の場合では少しやり方が変わりますけれども、無償については、協力準備調査をさらに続けて、具体的な設計・積算に入っていくということです。有償の場合であると、いわゆる審査、アプライザルに入っていくこととなります。これが(4)です。「JICAは、個別案件の対処方針の確認を踏まえ、実施機関としての審査、調査等を実施」するということです。

最終的に、これに基づいて出てきた審査、調査の結果を日本政府に報告する。

これが協力準備調査を広く見たときの基本業務フローになると考えております。

チャートの方はそれを絵に落としたものですが、ここで注意していただきたいのは、相手国政府で「要請書を提出」という箱があるのですが、要請書が提出されるタイミングというのは実はもう少し早い段階からもあり得るのです。下の方に行きますと矢印が「個別案件の対処方針の協議」というところに直接延びていると思います。要するに、協力準備調査を経ずに、先方政府からの要請を受けてダイレクトに個別案件の対処方針の協議に入って、それから審査に行くというケースもあるということです。特に有償資金協力、技術協力については、協力準備調査をかけずに個別案件の対処方針を政府と行い、審査に入る、あるいは審査・調査に入ることがあり得るということです。いずれにしましても、審査等を JICA が行って、その結果を日本政府に報告して、日本政府が案件の実施につき最終的な判断を行うということになります。それを踏まえて閣議決定、そして相手国政府と日本政府の間の国際約束。これを踏まえて実施機関の間の合意文書の締結ということになります。

以上です。

原科座長 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、今の御説明に関しまして御質問ございましたら、お願いいたします。

中山委員、どうぞ。

中山委員 例えば従来JICAがやっている無償の基本設計というのは(3)でよろしいのですか。

JICA(植嶋) そうでございます。

原科座長 高見委員、どうぞ。

高見委員 非常に基本的な話で申しわけないのですけれども、実施決定というのは大体どんなサイクルでされることを考えているのですか。随時決めていく形になるのですか。それは国によって違いはあるのでしょうかけれども、どんな形でやっていかれることになるのでしょうか。それが1つ。

あと、この調査は、期間とか、これも案件がマチュアかどうかによっていろいろ違ってくるし、一概にどうということは言えないのかもしれませんが、どれぐらいの期間でやるとか、あるいは費用的にどれぐらいでやるとか、そういったところはいかがでしょうか。

JBIC(中澤) まず、随時行うような形になるのかということですが、先ほど植嶋さんから説明がありましたとおり、協力準備調査というのは、いわゆる調査業務という形で行われます。関連する技術協力として実施していた調査であれば要望調査との関係が出てくるかと思えますけれども、協力準備調査については要望調査にとらわれず、基本的には随時と考えております。ただ、おっしゃられましたとおり、国ごと、あるいはスキームごとのサイクルというのは実際上ございますので、ある程度国によって、大体毎年このぐらいの時期から始めて、このぐらいに終わって、それをもとに政府にお諮りした上で対処方針等が協議されるというサイクルができてくるとは思います。ただし基本的な考え方としては随時ということでございます。

それから、どのぐらいの期間かということですが、これも先ほど3のところから説明させていただきました関連の調査との関係で申し上げるのが一番御理解いただくのが容易かなと思えますけれども、この協力準備調査はかなり幅の広いものだと思っております。2にもございますように、協力シナリオの形成の部分もあれば、個別の案件についての発掘・形成、あるいは基本事業計画の策定と協力内容の提案というようなことで、まず(1)か(2)かということでも期間が変わってくるでしょう。それから、現在の現行調査との関連で、例えば割と先方政府が準備をしていて、補完的に協力の準備をさせていただくようなケースもあれば、先方政府として開発ニーズというようなことは確認されているけれども、具体的な基本的な事業計画もまだ策定されていない場合等々でかなり変

わってくるものがあると思います。ですので、短いものであれば本当に全体で数カ月というようなものもあれば、長いものについては、場合によってまさにこれまでフルスケールでやってきたF/S等に近いようなものもあり得るのかなと思っています。

ただ、1つは随時実施というようなことで、新JICAにおいて期待が高くなっており、まず機動性であったり迅速性を高めるつもりでありますし、手続的な意味でもできる限りそういったトランザクションコストを減らしていくことによって開発ニーズに柔軟に対応できるような形にはしたいと考えております。

原科座長 それでは、フロアから。

一般参加者(満田) 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。御説明ありがとうございました。

2ページ目の基本業務フローについて質問したいと思っています。

この基本業務フローは(1)の実施決定から始まってしまっているのですが、普通に考えてその前に実施検討という段階があるのかなと考えております。(2)の御説明の中で、(1)の実施決定と一体的に検討することもあるという御説明だったと思うのですが、恐らく通常に考えて、協力準備調査をやる必要があるのか、どういう調査が必要なのかということは、開発調査にしてもSAPROFのような調査についても、現在でも実施決定前の検討段階で当然検討されるのかなと考えておりますが、それに違いがないかということです。つまり、特に気にしておりますが、再三御説明して聞き飽きたと思われるかもしれませんが、TOR案は、恐らく現在のSAPROFでも、SAPROFをやるかやらないかということを意思決定する段階で相当細かいマトリクスのようなものをつくられて、こういうTORだったらやる必要がある、やるべきだ、あるいはSAPROFまでやる必要はないねというような内部での相当程度の検討が現在でもされていると思いますし、新JICAにおいてもされてしかるべきだと考えているのです。もちろん、そういう細かい話を細かい話というのは、外務省と協議をする前の段階の内部的な手続の中でされると思うのですが、要はTOR案の検討というものは実施決定の前にありますよねと、そういう確認をさせていただきたいと思います。

原科座長 実施決定の前にいろいろ検討段階がおりだと思っておりますが、そのところを御説明願います。

JBIC(中澤) 何回か前にも同じようなことを申し上げておりますが、確かにそこはシーケンスとして難しい部分があると思います。と申しますのは、協力準備調査を本

当に実施するのか否か、実施しないとすれば既に先方政府が準備しているようなさまざまな調査を使って新 J I C A として、どのスキームであれ、審査に行けるというような判断をするような段階もあるとは思いますが。一方で、まずは開発ニーズの観点からこういった事業を将来的な J I C A の協力案件として考えるべきかどうかという議論があった上で、では具体的にそれを政府の方針検討あるいは新 J I C A における審査の過程に持っていくためにどういう内容の準備をしていけばいいのかと考える場合もあると思うのです。ですので、おっしゃられるとおり、そもそも協力準備調査の実施決定というところにおいては、前者の例であれば、そもそも T O R としてこういうことをやっておかないと審査まで持っていけないよねという、かなり T O R 先行のことももちろんあり得ると思うのですが、後者の場合であれば、そもそもそういう案件を協力対象として考えるべきか、まずはそこからスタートすると思うのです。当然その段階で、どういう T O R が調査に必要なってくるかという大まかなアイデアはあったとしても、そもそもそういう案件について日本政府も含め支援に対して政策等の観点から前向きであるのかどうかということを確認した上で、より詳細な T O R を検討していく。多分そういうシーケンスになっていくと思います。説明が必ずしもわかりやすくないのではないかと心配はしておりますけれども、おっしゃられるとおり、必ずしも協力準備調査をやるという意思決定があってから、一から T O R を検討するというような場合はないのかもしれませんが、ただ、ここで言っている(2)の T O R の作成というのは、どちらかと言いますと、例えばコンサルタントさんに委託させていただくような、本当に具体的な T O R をどこまで詰めるかというようなことを含めた段階だと御理解いただければと思います。

一般参加者(満田) ありがとうございます。理解したような理解していないようなところがあるのですが。

若干私の意見も混じった質問になってしまうかもしれないのですが、私としては、それは物によって資金協力を結びつけていくための協力準備調査と協力スキームをつくるための協力準備調査で手続とか検討のやり方は違うのだらうなと思っておりまして、ひょっとしたら、資金協力をを行うプロジェクトが具体的に見えている場合は、例えば現行の S A P R O F でやられているように、既存の調査はこれこれこういうものがあって、ない情報はこれとこれですね、この案件はこれこれこういうものがあって非常に有望である、ニーズがある、だから S A P R O F をやれば協力につながる必然性が高いという、そういうものといろいろなのだろうと。多分その2つ、協力スキームと案件につなげるような調査は分

けて考える必要があるのかなというのが私の意見でございます。

J B I Cさんの現在の、例えばS A P R O Fを実施するか否かという検討の仕方は非常に精密でありまして、私も非常に感銘を受けているところで、新J I C Aとしても、協力準備調査の検討を行う段階でどういう調査を行わなければならないのかということを含めて考えれば、協力準備調査をやるか否かという意思決定はできないのではないかと考えているのです。ですから、これは意見なのですが、T O R案を実施検討段階で詰めてから実施決定をやるべきであろうと。つまり、協力準備調査といえども、これは公的なお金を使ってやる調査でありますので、新J I C Aの機動性、迅速性、効率性から考えても協力準備調査に入る前の段階の検討は非常に慎重に行うべきであろうと、繰り返しになってくどくど申しわけないのですが、それが私の意見でございます。

J B I C (中澤) ちょっと私の説明がわかりにくい面があったのだと思います。

おっしゃるとおりだと思います。(1)で実施決定と言っているのは、これはあくまで政策レベルで考えた場合に、こういった開発ニーズに対して新J I C Aとして協力することが適当かどうかということでの判断の部分でございます。具体的に調査の内容、T O R等も含めて実施決定するという意味では、おっしゃるとおり(2)の段階になると思っています。ですので、もうニーズがアイデンティファイされた段階、調査の必要性が認知された段階で、T O Rを詰めもせずに実施を最終決定して後戻りできないという話ではないと思っています。ただ、そもそもさまざまな開発ニーズがある中で、日本の資源、あるいは新J I C Aも含めた資源も限られている中で、どういう開発課題に対してどういうタイミングで調査を打っていくべきかというところは当然政策の判断があると思っておりますので、そういう意味での第1段階の 第1段階という言い方が適当かどうかわかりませんが、判断は、必ずしもすべてのT O Rについて詰めて案を策定した上で話をするというものでもないのかなとは思っています。

一般参加者(満田) 今おっしゃった前半部分は非常によくわかって、ちょっと意識が入っているかもしれないのですが、実施するか否かの前に内部的に(2)で書かれているような、ここに実施という名前で検討の話も書いてあるような気がするのですが、要は検討があってから実施決定をする。その検討の中には、どこまで詰まったものかは別としてT O R案も素材として含まれているという理解ですか。ちょっとのみ込みが悪くて申しわけないのですが、後半の部分がちょっと。

J I C A (植嶋) (1)と(2)をなぜ分けて書いたかということ、決定のプロセスと

どうか、だれが決定するのかというところで違うのです。(1)では外務省との協議をやるのです。そのときに何を協議するかというと、例えば、今度の調査の調査期間は10カ月でとか、調査項目はこれとか、そういう話ではなくて、協力準備調査を行う客体となる案件がこうこうこういうものなので、これが政府の方針の観点から見て妥当かどうかと、その部分を決めるときは政府レベルでの確認が必要だということで(1)があるのです。その話とは別に、では具体的にどういう期間で、どういう調査内容で、何をやるかという話、これは政府の方は基本的に新JICA、実施機関に判断をゆだねている。そこは役割分担ができていくということなのです。ですから、何カ月でやるかとか、調査団は何人にするかとか、調査項目を何にするかということについては政府は一々チェックはしないということなのです。

高梨委員 若干確認させていただければと思うのですが、1ページの下にある、新しい用語だと思うのですが、「開発計画調査型技術協力」と……

原科座長 今のところではないのですか。

高梨委員 ああ、今ではなくて。

原科座長 では、今のところで。申しわけないですけども。

福田委員 御存じのとおり、我々はTOR案の公開、要するに、1つは実施決定前に案件がわかることと、もう1つはTOR案にコメントする機会があることという2つにこだわってこういうことをお伺いしているのですが、今の説明の中で若干わからなかったのですけれども、外務省との協議についてはわかったのですが、(1)の中でJICAが実施を決定する際に、調査の期間、調査の内容、それから私が非常に重要だと思っているのはどれくらいお金をかけるかということです。当該協力準備調査にかかる予算というのはこの(1)の実施決定の中に入ってくるのかこないのか、その点については(2)に入ってもまだフレキシブルなのかどうかということについて教えていただければと思います。

JICA(植嶋) (1)は外務省との協議ということになりますけれども、その段階では、協力準備調査に幾らかけるとかそういうことは協議の対象にはなっていません。

福田委員 その外務省との協議を経た後、(1)の中でJICAが実施を決定するという段階でも同じことですか。

JICA(植嶋) (2)の段階ですか。

福田委員 (1)。(1)というのは、最初の文章には何が書かれているかというと、JICAが「候補案件を提示し、外務省との協議のうえ実施を決定」と書いてあるの



ですね。この段階でどこまでフィックスなのか。もしこの段階で予算までフィックスなのであれば、やはりこの前に、TORの概略でもいいので外に出すべきではないかということになってくると思いますし、この段階で予算とか期間はまだ動きますよということであれば、実施決定の後にTOR案の公開ということでもいいのかなというのが私の今の頭の整理です。

JICA（植嶋） 大まかなイメージは持ちながら外務省との協議もするのですけれども、この時点ではきちんとした金額は決まっていなくてですね。内部で積算みたいなものをきちんとやって、企画書をつくって、そこで初めて決まってくるから、決裁のプロセスとしては異なると考えていただいてもいいと思います。

福田委員 その決裁のプロセスというのは、（１）で言っている「実施を決定」の後に起こることですか。

原科座長 そうすると、ここで実施を決定したら、とにかく協力準備調査をやることはここで決まってしまうんですね。今伺っていたら、それだったら、まず協力準備調査を検討するかどうか決定する段階もあるのかなと思ったのですけれどもね。実施するかどうか、実施の検討を判断するところがあるじゃないですか。そういうところはないですか。実施することはそこでもうぼっと決まってしまうわけですか。そうすると、（２）は実施の内容ですね。

JIBC（中澤） 先ほど植嶋さんから申し上げたように、（１）と（２）を分けている理由は、意思決定者が違うという部分がメインです。（１）の方でJICAが「外務省と協議のうえ実施を決定」と言っておりますけれども、ここで一回JICAとして実施を決定した上で、（２）においてディテールを決めてもう一度決定するという考え方でこの文章を書いたわけではございません。外務省の了解、こういった案件について協力準備のための調査を打つということの協議をしたことを踏まえて、最終的に、当然TOR等も協議した上でJICAとして意思決定するのだということです。必ずしも２段階に分けてJICAが意思決定するというのをこの文章で言おうとしたということではないと思います。

福田委員 その点については余り疑問はなくて、恐らく決定というところが扱われているのは（１）だけだと思うのです。その決定が生じた後でも、TOR案は当然のこと、予算なり期間なりといったことについては変更可能であるということを確認したいという趣旨であります。

原科座長 今回の御説明だと、これはその次の段階でしょう。判断するのは、

では、今の御質問にお答え願えますか。

JICA（植嶋） フローチャートの方を見ていただくとわかるのですが、実施決定の後にTOR作成と書いてあるとおりなのですが。

原科座長 私もそうであると今の御説明で理解しました。そうではないということですか。

どうぞ、フロアから。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

JICAさんがそうだと御説明しているのに、そんなはずはないだろうというようなことを言うのも非常に変だなと思うのですが、私はそんなはずはないと思っておりまして、当然外務省さんに持っていく前に新JICAさんとしての検討はあってしかるべきで、それは省略されたのかなと私は思ったのです。この2ページ目に（0）「検討」というのがあって、外務省さんに持っていく前に、いかに協力準備調査が必要なのかという新JICAさんとしてのさまざまな検討がありまして、その中でこれは価値があるというような判断をされて外務省さんに持っていかれて、それが日本政府の政策に合うかどうかということとを協議されて、ではいこうということで実施決定に至るのかなと。それは結構当然のプロセスかなと思っていました。まさかNGOがいろいろ提案しているから略されたわけではないだろうとは思っておりますが、そこら辺はぜひ、やはり実施決定の前には検討があってしかるべきですし、先ほど中澤課長御自身もおっしゃったように少ないリソースでやる調査ですから、当然のことながらふるい分けというのはあるわけですね。

本当にしつこい質問で申しわけありません。

JICA（植嶋） いえ、説明が悪いから御理解いただけないだけだろうと思っておりますけれども、これから形成しようとする案件のTORというのは当然検討します。それをもって政府と、こういう案件について案件形成をやりたいのです、どうでしょうかという話をして、それで実施決定をする。その話と、では具体的にどういう段取りで調査を進めていきますかというのはその次の段階で決めるということをお願いしているだけなのですが、

原科座長 では、もう一回、満田さん。

一般参加者（満田） 本当に大変申しわけないと思っているのですが、要は、最終的に持っていくプロジェクトの概要というのは当然イメージされて入っていくのだと思うので

す。今おっしゃったのは、外務省との協議は最終的に資金協力を行うプロジェクトのニーズなり何なりを協議するという意味でおっしゃったのかなと思ったのです。もう1つおっしゃったのは、それに持っていくための協力準備調査の内容は、新JICAとして新JICAが必要と思ったTORを練っていくということですよ。といたしますと、協力準備調査の前の段階で、協力準備調査をやるか否かというのは、御説明の中でもありましたように、例えば相手国がどの程度F/Sをやっているとかやっていないとか、EIAをやっているとかやっていないとか、そこによるわけですよ。といたしますと、新JICAさんとして行われる協力準備調査の内容の話というのは、要は協力準備調査ではなくてもいいわけですから、相手国からの正式要請を踏まえて協力準備調査なしにアプレイザルに入ることもあるわけで、外務省さんとの相談の内容というのは、協力準備調査の要不要というよりは、プロジェクトの話なのかなと。といたしますと、一体協力準備調査をやるべきか否かという決定というのは、ちょっと自分で言っていてわからなくなりましたが、新JICAさんとしてされるということなのではないでしょうか。

J B I C (中澤) こういう言い方でおわかりいただけるかどうかなのですが、協力準備調査をJICAにおいて検討する、例えばスリランカのこういう開発課題に対して円借款で支援をしていく必要があるだろうというようなあたりから検討が始まると思うのですが、それは国別援助計画であったり、そういった政府の政策等を踏まえて、こういう開発ニーズに日本としてこたえていく必要があるのではないかと、まずそこがある。そして先方政府の準備状況を見ていく。もしかしたら先方政府がつくったF/Sがあるかもしれない。あるいは、開発ニーズはわかっているけれども、まだそういった準備の段階の調査も全くできていないかもしれない。それを踏まえて、新JICAの中で、もし先方政府が準備をしているものですぐに審査に入れるということであれば、それはすぐに政府にその対処方針について御検討いただいた上で新JICAの審査に行くということだと思えますけれども、仮に審査に行くに当たって足りない部分があると考えたとしますと、どういう形で準備を進めていけば政府の方で個別案件の対処方針の協議、チャートの真ん中辺にあるものですけれども、そこまで行けるのかということもJICAの方で考えていくのだと思うのです。それを考えていくに当たって協力準備調査をやる必要があると考えれば、JICAの中で、こういった内容の調査を、例えばこういった専門家を活用して、あるいはどのぐらいの期間、どのぐらいの資金を投入してやろうかということを決めていくことになるのだと思います。それが決定されれば、それをコンサルタントの方をお願いするという

ことで公示をする。当然その段階では、具体的な、想定されるマン・マンズであったり専門家の種類であったりというのが決まっているのだと思います。そういった一連の流れの中で、協力準備調査を打つ場合に外務省と協議をして確認を得る必要がある。その段階というのは、すべてのTORがかっちり決まって、専門家の数も決まって、期間も決まってというときに、それが全部セットされてから外務省に確認を 政策面での確認ということになりますので お願いするということでは必ずしもないだろうと。逆に、そこまで全部詰めた上で行って、いや、これは日本政府の今の政策とは違うからやるべきではないと言われると、こちらのリソース投入の無駄の問題も出てくるものですから。それよりももう少し早い段階でも十分、政策的な意味、日本政府のプライオリティという意味での御判断はいただけるだろうと思いますので、そういう一連の流れの中で外務省に将来のこういう協力案件を念頭に置きながら協力準備調査を打つということを御確認いただくのだと、そういう流れで御理解いただいたらいいのではないかと思います。

原科座長 高梨委員、どうぞ。

高梨委員 このフローチャートで1つ抜けているから議論がわかりにくいのだと思うのですが、現地の当該国の開発ニーズの検討、プログラム化ということで、いわゆるODAタスクによるローリングプランというのが実はこの上にあるんですね。それが日本政府と新JICAがかぶっていて、そこで従来やっているようなロングリストをつくりながら、当該国についていつからどういう調査を仕掛けるかというのは恐らくローリングプランの中でだんだん詰めていくのだと思うのです。そこでいよいよ来年度は何をやるかというときに最終的にショートリストにして、電力であればとりあえず発電所のF/Sをかけようかというようなことを、ODAタスク、それからそれを日本側で持ち寄って外務省さんとJICAさんで検討して、恐らくそこから、この案件について協力準備調査をかけましょうかというような段取りになっていくのだと思うのです。ですから、ここでは案件の採択というよりは、まずどの案件に協力準備調査をかけるか、そこがこの協力準備調査のみそだと思っているのですが、要するに要請を必要としない形で、JICAさんあるいは日本側の意思で調査団を派遣しようということになるので、恐らくこの上にローリングプランを入れれば少し話がわかるようになると思います。

それから、この図で若干割愛されているのだと思うのですが、右側の「協力準備調査」のTOR作成の下に実は3事業が隠れているんですね。いわゆるF/SとB/Dと技プロの事前調査。この枠の中に本来この3事業が流れていなければいけないと思うので

すけれども、そういうことで、例えば現地から直接来るSAPROFなんかでしたら、そういう協力準備調査をかける前に恐らくどこかでSAPROFの要請が出てくるのではないかと思いますけれども。

このフローチャートで私がよくわからないのは、「調査実施了解」というのがあるのですけれども、これは現実に現地で調査するとき非常に大事なので、今、要請を必要としないわけですけれども、恐らく現地政府とは何らかのMOU等をここで結ぶのだと思うのです。そこで、カウンターパートをしっかりと手配してください、環境社会配慮に関するデータを協力してくださいというようなことの確認をとった上で、例えばF/S、B/D、技プロの事前調査を右でかけるのだと私は想定したのですけれどもね。ただ、審査のときに若干わからないのは、現在はF/S調査なんかは技術協力という形になっていますので、向こうの要請に基づいてつくって現地におさめているわけです。今度、協力準備調査ということだと、そのF/Sのレポートが日本側の協力のための準備の資料になるわけです。そうすると、相手から要請されたときの審査の対象の資料になるのがそれしかないわけです。新たにつくった場合はですね。そうすると、日本側でつくった準備資料を審査の対象にするのも何かちょっと変だなという気持ちもあって。通常はそこは形式的に向こうにF/Sのレポートを提出しているの、それを向こうがレビューして、金額の調整等で審査ミッションをかけるのだと思うのですけれども、そこは手続的にはどうされるのですか。

原科座長 大事なことを御指摘になったと思います。

プロセスの中で、この図の上の方にローリングプランのところを入れたらもっとよくわかるだろうということでした。案件発掘段階というのですね。それはやはりかいておかないとおかしいと思います。やはり全体のプロジェクトサイクルを考えるべきです。

それから、最後のところで、日本側でつくった準備資料を審査するというようなことで、そういう考え方でよろしいか。これでいいのかもしれないですけれども、それでいいのかなということですね。

いかがでしょうか。

事務局（廿枝） 今の高梨さんの最後の御質問ですけれども、まさに今日この御説明させていただいたもので明らかになりましたように、協力準備調査はいろいろなタイプがあるわけでございます。

もともと相手国が自分でF/Sをつくった場合は、彼らは彼らなりにこのF/Sで十分

だと思っていて、自国の財政当局、財務省とも相談の上で、円借款の場合はお金を借りるという政策決定をしないといけないので、ではこのF / S案件の実施に日本から幾らお金を借りてよしという財政当局の承認を得た上で要請を出してくるわけです。ところが、我々がそのF / Sを見ると、残念ながらこういうところが足りない、ああいうところも足りない、ただ案件としては非常にいい案件のように見えるという場合には、今度は協力準備調査の一部になりますけれども、現行の我々のS A P R O Fのような補完的な調査をかける。御案内のとおり、今も我々のS A P R O Fというのは英文の報告書でございますので、終わった後はそれを相手国政府に渡して、それも踏まえて、もしこういうふうになるのだったらもういいです、と要請を引っ込める場合だって、当然彼らはそういう権利を持っているわけですが、では、これでぜひ、前に出した要請をそのままバリッドのものとして進めてほしいということを得た上で我々は審査ミッションを出すわけです。

ゼロからF / Sをつくるような場合は、協力準備調査の成果物ができたら、我々は審査に行く前にもう一回それを相手国に、我々が協力準備調査としてF / Sを作ったらこうなりました、このようなフィージビリティとか、環境社会配慮面はこのような結果になりました、事業費としてはこれぐらいと見積もられます、おたくの国だと金利は何%で期間はこれぐらいになるけれども、これで円借款を要請しますかということで戻さないといけなわけです。それでもって彼らはさてどうしようかということで相手国政府の中で協議をして、当然また財政当局とも相談して、では円借款なら円借款を要請しますと、協力準備調査が終わった後で正式な要請が出てくるということになって、それで借り入れの申し込みを受けたということで、それを踏まえて我々は審査ミッションを出す。そういう流れになるということでございます。

堀田委員 今の点ですけれども、誤解だったら直していただきたいのですが、高梨委員の御質問は、例えば、従来であれば日本の技術協力という形でフィージビリティ・スタディをやって、それはあくまでも相手国政府と共同でレポートをつくっているわけですし、オーナーシップも相手国政府にある。例えばこういう環境社会配慮の分野などであればE I Aのような要素も含まれているということですね。当該国が日本と共同で作成したE I Aレポート等が相手国政府の法令に基づいて審査されて、その後、今であれば例えばJ B I Cがその後の資金協力につなげるのに必要な調査がされているかどうかという審査の材料としてそのレポートを使うということだと思っておりますけれども、今度、この協力準備調査の主体が新J I C Aということで、新J I C Aが主体的につくってオーナーシ

ップを持っているレポートをもって、その後の、実際に相手国政府でE I Aレポートがきちんと作成されたかどうかということ審査するということにはならないのではないかと  
いう御質問かなと思ったのですけれども。

事務局（廿枝） 確かに協力準備調査というのは新JICAの仕切りで、特段の外交上の約束もなく、要請もなく、新JICAの働きかけによって開始されるものなのですが、勝手に乗り込んで行って相手国政府の知らないところでこそこそ調査するわけではもちろんなくて、このチャートの上の方にある「調査実施了解」という高梨さんが御指摘になったこれが非常に重要で、我々はこういう案件についてこういう点を調査TORとして考えているけれども、これで協力してもらえますかということをも確認しないといけないわけです。相手国からいろいろな情報を出してもらったり、もちろん事業サイトにも行って、それこそ住民の方々から話を聞いたりいろいろなことをするので、相手国政府の了解はもちろんです。さらに協力を得ないことには効果的な調査は当然できないわけですから、協力準備調査とはいっても、やはり相手国政府と協力して一緒に調査をしていく、当然、調査のプロセスにおいても、こういう問題があるのだけれども、こういうことで技術的にはこれが一番いいけれども経済的にはこっちがいいかもしれないけれどもどうしようか、みたいなども常に節目節目で相手国と協議をしながら調査を仕上げていくということですから、調査報告書ができて初めて相手国政府が見ましたということには絶対にならないわけですから、そういった意味では、実態としては相手国政府と協力して一緒にF/Sをつくっていくということでございます。ただ、F/Sができたからといって、特に有償の場合、相当な金額を何十年にもわたって債務負担するかどうかというのは、調査の過程ですと財務省も一緒に入るわけではございませんで、基本的にはラインミニストリーというか国土交通省だったり運輸省みたいのところとやるので、調査し終わったところで本当にそれで円借款を借りるのかどうかというのはまた改めて相手国政府の中で正式な政策決定をしていただいて、その上で要請していただく必要があるという趣旨です。

原科座長 今回の御説明でよろしいですか。

時間がもう5時半になりまして、予定時間なのですけれども、もう少しかかりそうなので30分程度延長してよろしいでしょうか。皆さん、どうですか。では、そういうことで進めます。

それでは、ぱっぱと手が挙がりましたが、今のと関係が強いと思われる方は、おられますか。よろしいですか。では、この件はそのようなことで。

それでは、別のことで。 では、清水委員、どうぞ。

清水委員 幾つかあるのですけれども、まず1つ目は、私たちの6月に提出したNGO提言書の中で触れているのですけれども、調査実施計画書案というものが協力調査の実施決定前に作成されると伺っていたのですけれども、それについてこの中で触れられていないので、それについてどうなったかということと、TORとの関係で、先ほどから満田さんと中澤さんの間でTORのお話が出ていましたけれども、今でも実施計画書案なるものが生きていますとすれば、その内容は何なのかということが1つです。

それから、先ほどの植嶋さんの御説明で、この説明ペーパーの3の(2)のところで「F/S等」と書いてある意味は、マスタープランとF/Sの一体型の調査を含むというお話だったと思うのですけれども、独立したマスタープランの場合は協力シナリオの方に入るという理解なのかという点が2点目です。

3点目は、基本業務フローの(3)のところですのでけれども、対処方針について協議するというくだりがあるのですけれども、この対処方針を協議するという内容は一体何なのか。つまり、その後に審査を実施するわけですのでけれども、何が違うのか。私が懸念しているのは、協力準備調査をずっと支援してきて、ここで対処方針の協議をする。それで相手国政府と協議をして、これでいくぞという決定になって、決定を裏でされるということはないと思うのですけれども、一体どういう協議をされるのかということが3点目です。

4点目は、4の(2)の一番最後の文と最後から2番目の文についてもう一回説明していただけますでしょうか。

5番目ですのでけれども、ローリングプランから協力準備調査に移るプロセスについて、先ほど高梨さんから推測のようなお話がありましたけれども、それについては全くここで触れられていないので、ローリングプランにあるプロジェクトリストがどのようなプロセスを経て協力準備調査に乗ってくるのかというプロセスについて教えてください。

J B I C (中澤) ランダムになりますけれども、3つ目の私どものペーパーの4(3)「調査結果に基づく個別案件の対処方針の協議」、これがどういう協議なのかという御質問だったかと思えますけれども、これはチャートの中で見ますと、同じ言葉で書いていますけれども、「個別案件の対処方針の協議」と横長の四角で囲ってあるところで、文章にもありますけれども、あくまで日本政府と新J I C Aとの協議です。具体的にここにおいて、協力準備調査の結果等も踏まえて、場合によっては協力準備調査を打たないで新J I C Aが審査に行くようなケースもあると思えますので、そういう場合であれば、新



JICAでそれまでの間に先方政府等から集めてきた情報を踏まえて、日本政府と新JICAとの間で新JICA審査の要否について協議する場です。この場において相手国政府も含めて協力の実施が決まってしまうとか、そういうことでは決してありません。あくまで、図にもありますように、その協議に基づいて、「個別案件の審査等」というプロセスに進んでいいかどうかということをお互いに日本政府と新JICAとの間で協議する場とお考えいただければと思います。

次の4つ目、同じく私どものペーパーの4(2)の最後の2つの文の意味ですが、4(1)の最後にもありますように、協力準備調査の主管はJICAの中では地域担当部になります。実際にその調査を地域担当部がみずから主体的に実施するようなケース、それから課題の専門性を活かす必要があるような内容のTORの場合に、これはあくまでJICAの中の話ですけれども、地域担当部から、例えば経済基盤開発部とか公共政策部とか、課題部に実施を依頼して、その課題部が中心になって協力準備調査を実施する場合、あるいは在外事務所に比較優位等がある、専門性があるというような場合に、地域担当部が在外事務所に、実施担当部として調査の中心的な任を負ってくださいねという形で依頼をするという、あくまでもJICAの中のどこの部署が中心となって調査を実施するかという話で、その意思決定を協力準備調査の主担当部である地域部が行うという、それを説明したものです。

5番目の、先ほど高梨委員からもあった、ローリングプランが協力準備調査に落ちていくようなプロセスというお話で、このチャート図をごらんいただいたときにローリングプランがないからわかりにくいのではないかと御指摘もありました。おっしゃるとおり、協力準備調査の実施決定の前には、その協力準備調査をやるかどうかという検討が当然あって、そういう中で、例えば先方政府から既に要請がなされている、あるいは要請がなされていなくてもそういう開発ニーズがある場合に協力準備調査について検討するわけです。ローリングプランというのは、例えば国別援助計画において、この国における日本政府としての重点支援分野はこれで、その重点支援分野の中で開発課題として例えば投資環境整備であったり、初等教育であったりということがアイデンティファイされたとすると、そこに案件をプロットしていくような形になると思うのです。それを見れば、ああ、これは国別援助計画のこういう部分に該当するものなので、なるほど日本政府の政策に合致した分野の案件なのだということ割とわかりやすい、そこでローリングプランをツールとして活用しようかという話だと思しますので、必ずしもローリングプランのプロセスがこ

の中に落ちていないからわかりづらいのか、あるいは、済みません、その私の説明の部分が欠けていたからわかりにくいのかなとこちらでは思ったのですけれども。

JICA（植嶋） 最初の1つ目、2つ目にまだお答えしていないと思います。

1つ目は、NGOの6月の提言書でしたか、調査実施計画書を協力準備調査の実施決定の前につくるとお答えしましたっけ。調査の実施計画書というのは、協力準備調査をやろうという協議が外務省との間で成立した後に、具体的な調査のやり方だとか、幾らぐらい調査にかけるのかとか、内容はどうするのかというようなことを決める企画書ですので、順番としてはまさに協力準備調査の実施決定を経て作成されるものだと御理解いただきたいと思います。

「等」の話ですけれども、御質問は、独立したM/Pはどうなるのですかという話だと思えます。

マスタープランに対する協力というのは、いわゆる公共事業計画づくりそのものなのです。したがって、これは技術協力として実施するのだろうと今考えております。いわゆる今までやっていた独立したマスタープランですね。例えば全国水資源開発計画であるとか、その国の大きな、例えば10カ年計画をつくるときのベースになるような基本的なマスタープランというのは技術協力としてつくるべきだと考えています。いわゆる開発計画調査型技術協力の中で実施していくことになるだろうと考えています。

協力シナリオづくりの方は、そういう相手国の開発計画の中で、我が国としてどういう課題にフォーカスするのか、そのフォーカスした課題に対して3つのスキームをうまく使いながらどのように効果的な協力をしていくかというシナリオをつくる調査になるのです。ですから、結果としてやっていることはマスタープランっぽい調査になる部分もあるのかなと思いますけれども、アウトプットとしては日本の協力のシナリオをつくっていくということになりますから、御質問の独立したマスタープランというのは、恐らく開発計画調査型技術協力として実施していくというふうになると思います。

原科座長 質問された方、よろしいですか。では、一言どうぞ。

清水委員 ありがとうございます。

そうすると、調査実施計画書案に含まれる情報というのはどのような情報になるのでしょうか。

JICA（植嶋） その調査に対してどのぐらいの予算を充当するかとか、期間をどうするかとか、外部に委託して調査を実施する場合はその調査の範囲をどうするかとか、そ

のようなことになります。

清水委員 そうすると、TOR案と一緒にですか。

JICA（植嶋） TORは調査実施計画書の重要な一部になると思います。

清水委員 今御説明いただいた内容というのは、私の頭の中ではTORに含まれるような。要するに調査期間であるとかというものはTOR案なのかなと思いました。実は、こちらの提案の中では、でも、その話をしてしまうとこっちの議論になってしまうのでいいのですけれども、TORと調査実施計画書案に含まれる情報は何なのかと思ったのですけれども。

原科座長 TORは調査実施計画書の一部だという御説明だったけれども、それに対して清水さんは何を。

清水委員 TORに含まれない調査実施計画書案の情報というのは何になるのですか。

JICA（植嶋） これから協力準備調査をどのように実施していくかという企画書が調査実施計画書ですから、そもそもその調査の客体になる案件というのはどういうものなのか、それは全体の開発計画の中でどのような位置づけを持っているのかということは当然書かれると思います。そういう案件に対して今後どれぐらいの予算を充当して、どのような内容で調査を実施していくかということを書いていくわけですね。そのときに、我々が理解しているTORというのは普通はコンサルタントに委託する調査のTORなのですけれども、いわゆる直営でやる部分と委託してやる部分を分けて書くことにもなると思います。そういう意味では、その全体が清水さんのイメージしているTORそのものなのかもしれないのですけれども。

原科座長 それでは、また時間がどんどんなくなってしまっているので、急ぎましょう。では、福田さん、どうぞ。

福田委員 御説明ありがとうございました。

質問したいことが結構いっぱいあって、時間との関係でどうしようかなと思いながら議論を聞いていたところがありますが、一応質問だけはばっとお話ししたいと思います。

1つ目は、2番の「協力準備調査の内容」というところです。ここについては2つ質問がありまして、1つは、(2)の中に恐らく無償資金協力における設計・積算というのが入ってくると思うのですけれども、この(2)の表現の中のどこに設計・積算というのを読むのかなという、ちょっとテクニカルな話なのですが、それを教えてください。

それから、同じこの2番について、協力準備調査の内容について、今後協力準備調査に

ついでにガイドラインを考えていく上でもう少し具体的に、特に個別案件に関する部分でどのような調査の内容があり得るのかということについて類型化して示していただけるということを私は想定していたのですが、個別案件に関する協力準備調査についてこれ以上具体的に、これとこれとこれ、こういう種類があり得るのではないかとということをお示しいただくことは難しいのかどうかということについてお聞かせください。

3点目ですが、先ほどマスタープランに関する議論があって、大体クリアになったと思うのですが、1点だけ、現行のマスタープランのようなものだが、最終的にマスタープランの中で優先順位が高いとなれば、それについて日本側としては資金協力をしていくつもりがあるという場合にも、マスタープランオンリーの場合は技術協力になってしまうのか、あるいは、そういう資金協力をしていくというような気持ちでマスタープラン単体を協力準備調査としてやることあるのかどうかというのが3点目の質問です。

4点目ですが、これも何回もお伺いしたかと思うのですが、協力準備調査をかけるに当たって、ローリングプランに掲載されていない事業が突然出てくる可能性はあるのかどうか、あるいは一たん必ずローリングプランに載ることになるのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

5点目ですが、協力準備調査のTOR作成の際にどのような情報を集めるということがここには書いてあるのですね。ここには外部ステークホルダーというのが一切書かれていないというのは、これは意図的なのか、どういうつもりで外部ステークホルダーからの見解をTORに反映させるというのが落ちているのかということをお聞かせください。

6つ目、協力準備調査については必ず公示がなされるのかどうかということが6点目です。

7点目ですが、これは前回も議論したのですが、協力準備調査の報告書の公開の点については現在どのような検討状況なのか。ずっと検討すると言われていて、ちょっとお答えをいただいていないので、その検討状況を教えていただければと思います。

8点目ですが、私もこの(3)の対処方針というのがよくわからなくて、具体的にここで対処方針というふうに挙がっているのは、審査に入るかどうかということなのかなと、これを見ると思うのですが、具体的にどういったことを、要するに、協力準備調査をかけた後、審査に入るかどうかについて外務省とすり合わせをするということなのかどうかということを確認させてください。

あと、無償資金協力に関してはここからはわからないことが何点かあって、それについ

てお伺いしたいことはあるのですが、これはどこかの段階で無償課の方がいらっしゃれるように北村委員に調整していただいている、その中で一遍にお話しした方がいいのかなと思うので、無償資金協力に関する質問はここでは飛ばしたいと思います。

原科座長 余り多かったので、これを答えていただくと時間がオーバーしてしまいますので、これはメモで書いてもらった方がいいですね。全部で8点もありましたので。

ほかにも手が挙がっていましたので、質問だけ聞きましょう。あと10分を切りましたので、質問だけお願いします。

一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺と申します。

1点だけ質問させていただきたいのですが、業務フローの（3）で、協力準備調査の結果に基づいて対処方針を協議という形になっているのですが、表の中をよく見てみると、協力準備調査の途中で協議みたいなことが入っていて、これは報告書を受け取らないでこういう協議をする可能性があるのかどうか、もしあるのだとしたら、調査の中立性とかそういういったものをもう少し尊重すべきなのではないかと思っています。要は、調査で実施可能性を判断するわけですから、それが決まっていなくての方針を出すことがあり得るのかというところです。

原科座長 ほかに。では、満田さんですね。どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私からも1点質問したいのですが、外務省と協議の上協力準備調査の実施を決定すると。仮にその後で私たちが提案しているような形でTOR案も含むような調査実施計画案なるものを公開したときに、ステークホルダーからTORはこうすべきだということであれば恐らく反映は可能だと思うのですが、そもそもこの目指している案件からして協力準備調査を実施すべきでないみたいな相当強力な意見があった場合、そしてそれがあつた程度の説得性を帯びていて、そうかもしれないと思われたときに、実施決定自体を実施しないことにするということがあり得るのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

原科座長 では、ちょっと多いので、最後の点だけ、もし簡単にお答えできれば。難しかったら後にしましょう。

J B I C（中澤） 最後の2つだけよろしいですか。

いかなる段階であっても、バリッドに、これは協力準備調査を途中でやめるべきだとか、あるいは、本体の事業が始まった後でも一緒だと思いますけれども、その段階によると思いますけれども、政府なり新JICAなりが納得するようなものが出てくれば、それは途

中でやめるのではないかと思います。

原科座長 最後の点に関しては、途中でやめる可能性があるということですね。

J B I C (中澤) ええ、そこがバリッドな意見だということで認識されればということですけども。

それから、その前のものも時間の範囲内でよろしいですか。

田辺さんが御質問された点と、福田さんが8番目に質問された点は類似かと思しますので、その関係なのですが、個別案件の対処方針の協議、チャート図に書いてあったり、4の(3)で同じようなことが書いてあるのですけれども、先ほど申し上げましたように、これはバリエーションがあり得ると思うので、円借款について申し上げれば、ここでの対処方針の協議というのは、日本政府、これは外務省に限らず、財務省、経済産業省さんも含めてということになるかと思いますけれども、まさに円借款事業の審査に新JICAとして進むべきかどうかということをお議論いただく場だと認識しております。その段階において、先ほど田辺さんから、協力準備調査がこのチャート図上終わっていないようなケースがあるのかどうか、ちょっと質問の正確な言い方ではないですけども、調査の中立性の観点から言えば終わっていないものをお話があったと思うのですが、協力準備調査が終わるとというのは、何をもちょうと終わると考えるかにもよると思うのです。協力準備調査の結論が出ていないようなときにそれに基づいて審査の意思決定というのはなかなかできないというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、準備調査の最後の方のプロセスというのは、検収とか精算とか報告書の印刷とか、そういう割と事務的なことで、例えばドラフトファイナルレポートみたいなものがあって、内容的にはもう調査団としての見解が出ていたり、あるいはそれに基づく先方政府の意向の確認ができるのであれば、検収とか精算とか印刷とか、必ずしもそれが全部終わってからでないで協議が開かれないかということ、それは決してそんなことはないのではないかなとは思っています。

原科座長 どうぞ。

高梨委員 今言われた2番目の個別案件の対処方針の協議というのは、現地側で作成したF/Sをもって要請が来た場合には、協力準備調査の段階からすると一番後段の方なので、さはさりながら、現在のSAPROFみたいに必ずしも十分でないF/Sの場合には追加的なSAPROFをかけるということで若干後段のすき間があいているのではないかと私は理解したのですけれども、そうでないですかね。

J B I C (中澤) ちょっと正確に理解ができているかどうか分からないのですけれど

も、個別案件の対処方針の協議を日本政府とJICAが行った際に、仮に先方政府から出ている材料だけでは審査に進むのは時期尚早である、ただ、もうちょっとこのあたりの部分が調査できるのであれば、あるいは調査を踏まえれば、もう一度協議をした上で次のステップに進め得るということも当然この協議の結果としてはおっしゃるとおりあり得るのだと思います。ただ、この図の中で協議をはみ出て下の方に書いてあるのは、必ずしもそれだけを意図したわけではないです。先ほど申し上げたようなケースもあるのではないかと思います。

JICA（植嶋） 福田さんの質問に答えられるだけ答えてもよろしいですか。

原科座長 いや、もう時間をオーバーしてしまったからストップしましょう。ちょっと難しいです。

それで、むしろフローチャートをわかりやすいようにもう少し直した方がいいんじゃないですか。このままでいくといろいろな解釈があつてうまくないですよ。

もう6時ですから、きょうは終わりにします。

福田委員 よろしいですか。この後の議論とも関係するところで。

原科座長 では、一言だけ。

福田委員 済みません、強引に突っ込んでしまいました。

先ほどの質問のうち1つだけ、協力準備調査の個別案件に関する協力準備調査の類型化は可能なかどうかという点についてだけお答えいただけると、この後の議論の参考になるのですが。

原科座長 では、一言で類型化云々を。

JICA（植嶋） 現時点で類型として示せるのは、2の（1）と3の（1）、（2）、（3）、（4）ということです。

原科座長 それですべて。これらですべてということですね。

JICA（植嶋） 済みません、協力準備調査の内容、目的面から見ると、2の2種類です。調査のプロセスとか内容という点から見た類型化をすると、3の（1）、（2）、（3）、（4）と。

原科座長 もう時間もないし、それはやはりちゃんとメモで出してもらった方がわかりやすいですね。

では、今のことはそういうことにいたします。もう6時になりましたので。余りオーバーすると、皆さんも5時半という予定で参加しておられるのでうまくないと思いますので、

きょうはここまでいたします。

( 3 ) 第 1 3 回の議題について

原科座長　それで、次回は9月4日、1時半から、今度はJICA東京ですから、通常行っている幡ヶ谷で開催いたします。

では、きょうはここまででよろしいでしょうか。

では、終了いたします。どうもありがとうございました。

午後6時00分　閉会